資料４

第５次かがわ男女共同参画プラン（素案）

香　川　県

Ⅰ　計画の基本的考え方

Ⅰ　計画の基本的考え方

１　計画策定の背景

（１）社会的背景

①　人口減少と少子高齢化の進展

本県の人口は、平成 11（1999）年の約 103 万人をピークとして減少に転じ、国立社会保障･人口問題研究所の推計によると、現状のままで何ら対策を講じなければ、今後、人口減少は加速度的に進み、令和 22（2040）年の本県の総人口は 81 万人程度にまで減少すると見込まれています。

こうした現状を踏まえ、県では、引き続き、人口減少問題の克服と地域活力の向上に向けた取組みを推進するため、令和２年３月に「かがわ人口ビジョン」を改訂し、令和 42（2060）年に人口約 77 万人を維持するよう人口の社会増と自然減の抑制に努め、長期的には人口増への転換をめざすこととしています。

◇ 将来推計人口（香川県）　資料：総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年 3 月推

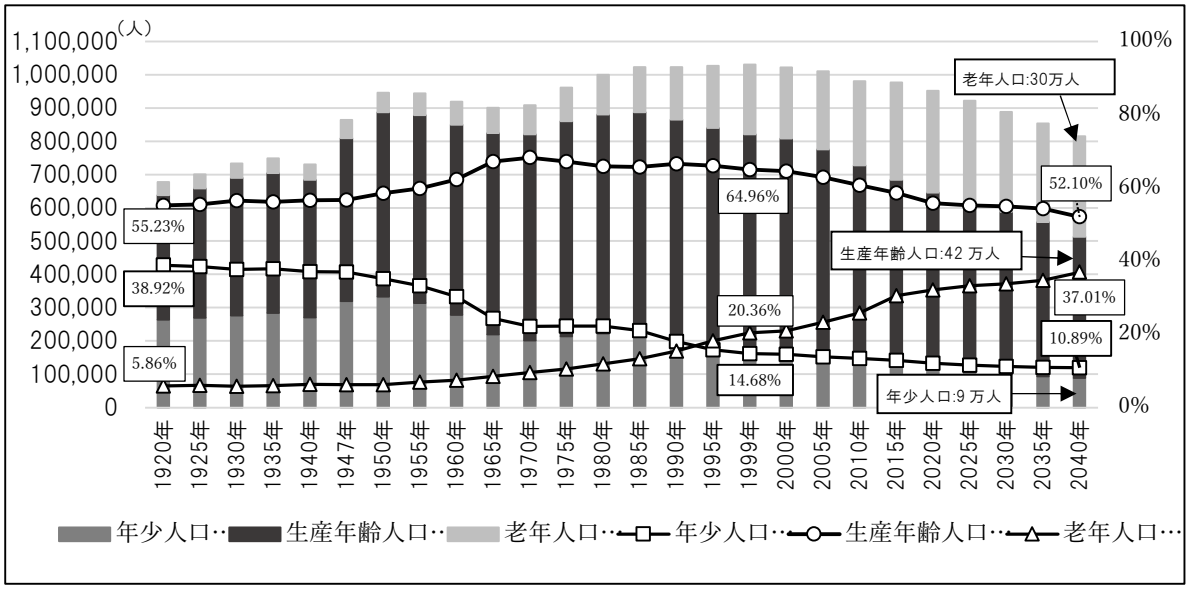

◇ 本県の人口の長期的見通し　資料：かがわ人口ビジョン（令和２年３月改訂版）

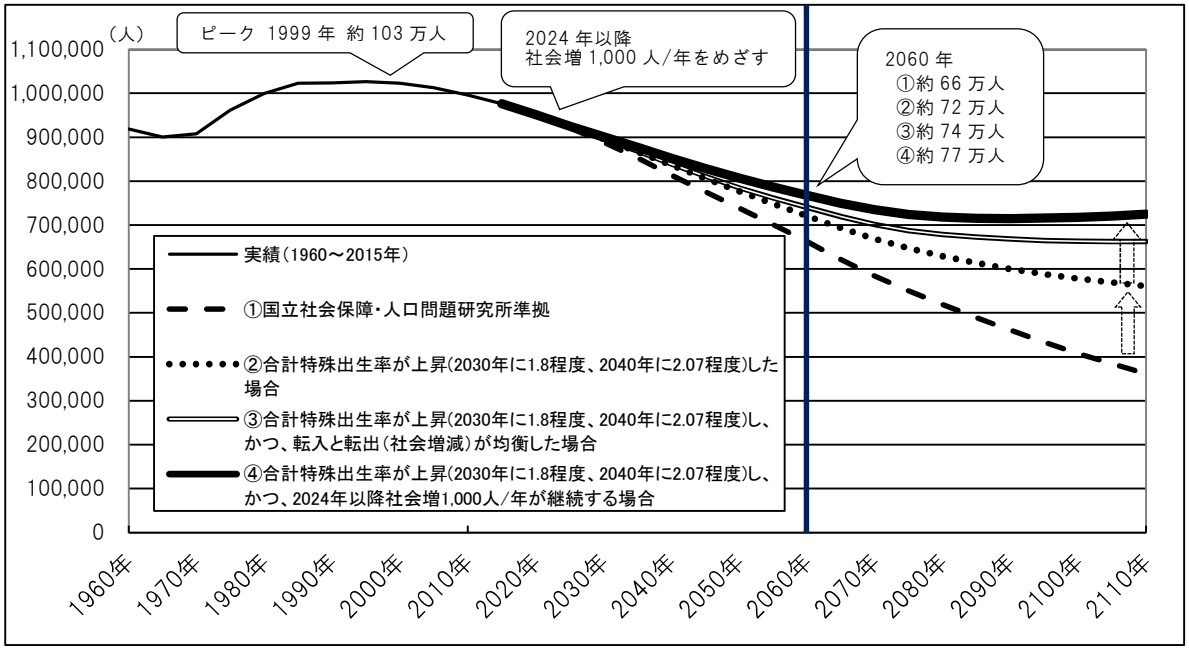

② 家族形態の状況

人口は平成 12 年から減少傾向にありますが、世帯数は増加しています。一方、一世帯当たりの世帯員数は年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

また、65 歳以上の単身世帯が増加しており、特に女性で多くなっています。

◇ 一世帯あたり人員と世帯数（香川県）

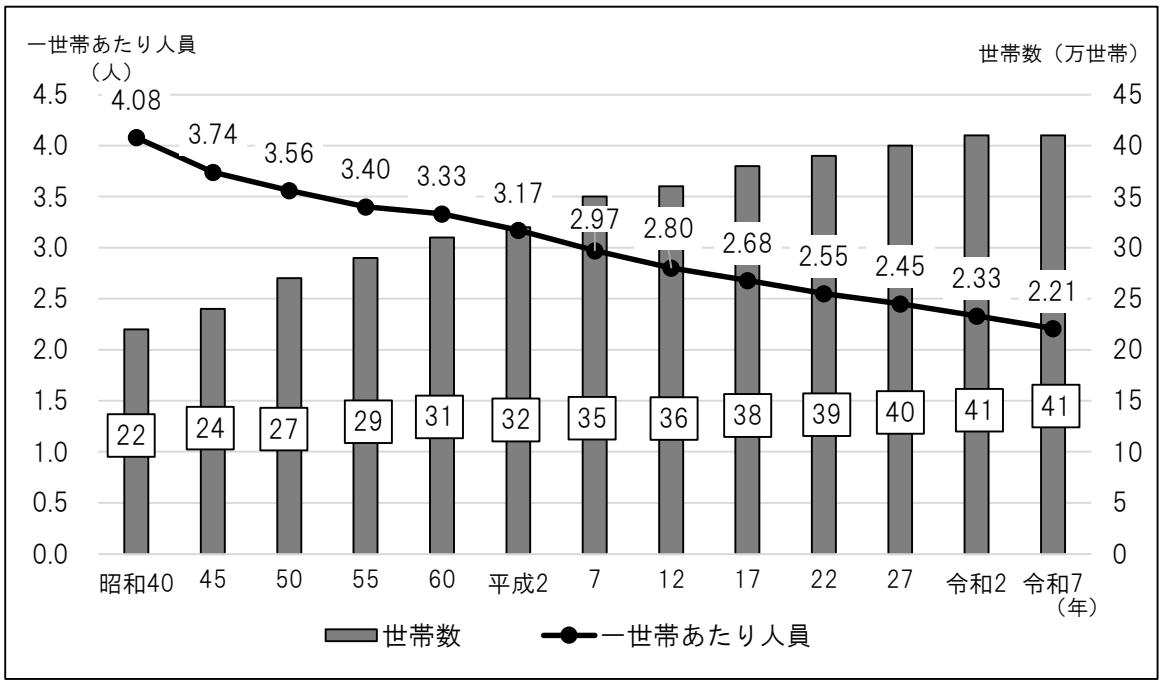

資料：総務省「国勢調査」（令和 7 年は香川県速報）

◇ 65 歳以上単身世帯数（香川県）

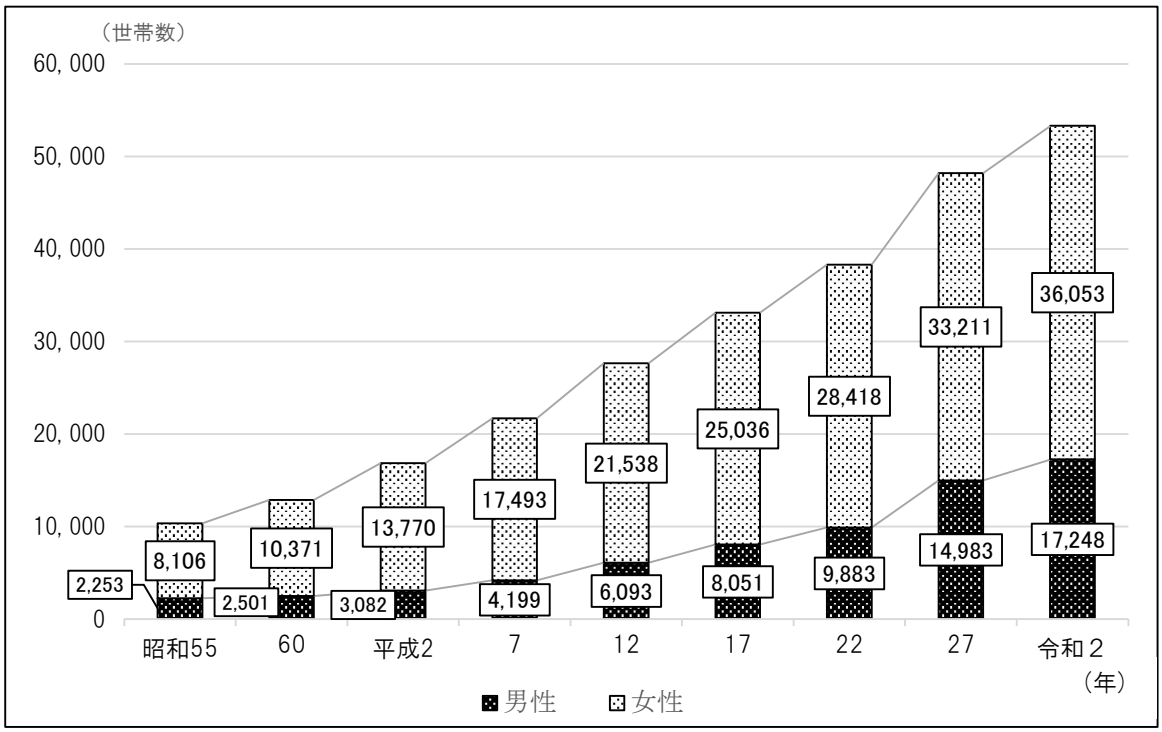

資料：総務省「国勢調査」

③　雇用・労働情勢

少子高齢化の進展により、長期的には労働力不足が懸念される状況にあります。

一方、有業者の従業上の地位を見ると、男女とも非正規雇用者の割合が概ね増加しており、特に女性では平成 24 年以降は非正規雇用者の割合が正規雇用者の割合を超えています。

◇ 労働力人口推移（香川県）

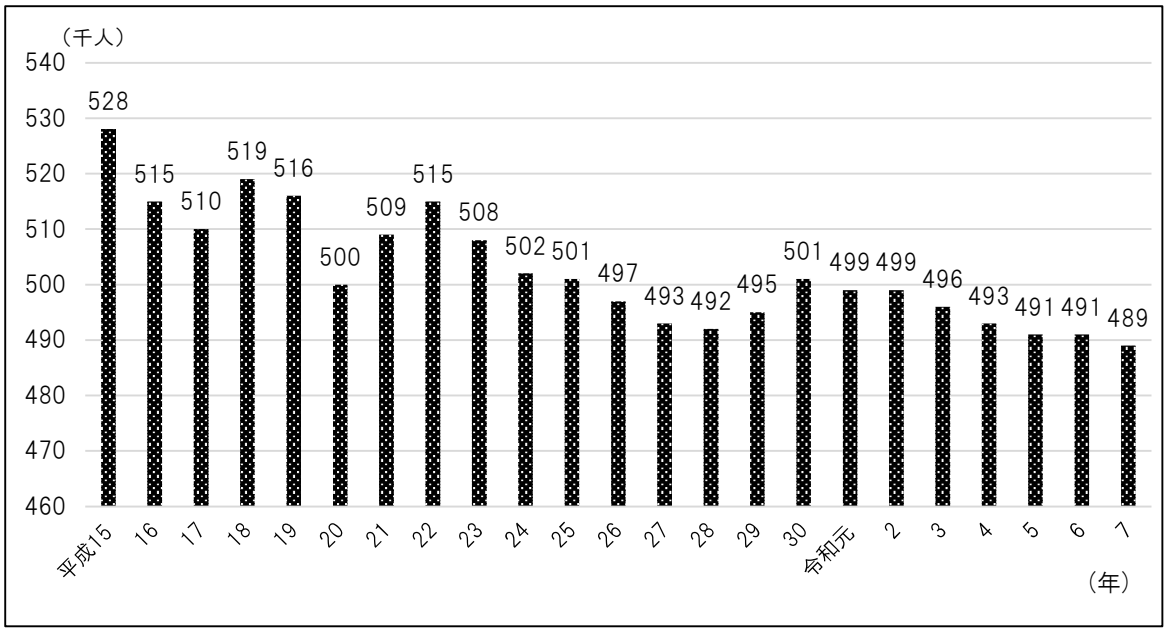

資料：総務省「労働力調査」

◇ 雇用形態割合（香川県）

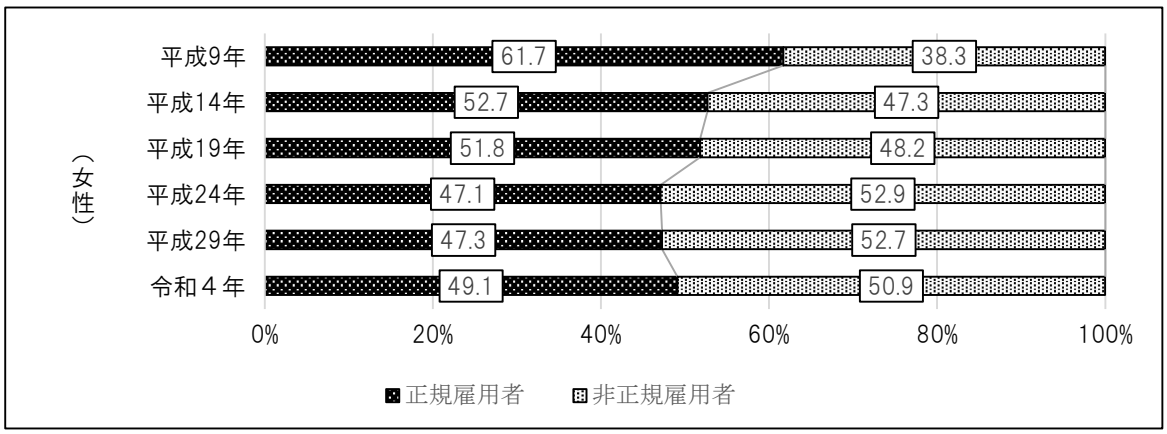

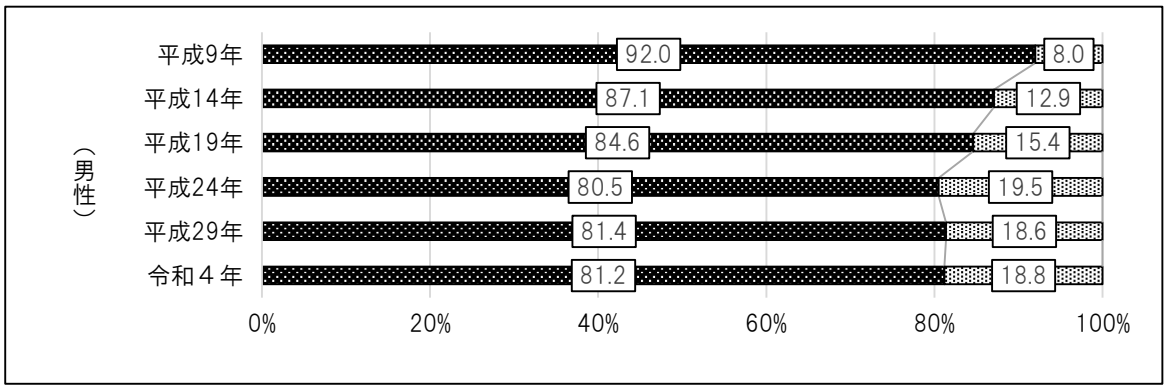

資料：総務省「就業構造基本調査」

④　若者の県外転出

県内の若者（15 歳～24 歳）の 10 年前と比較して、約 2 倍に増加しており、男女別の転出超過数は、女性のほうが男性よりも多い傾向にあります。

◇ 男女別の転出超過数（香川県）

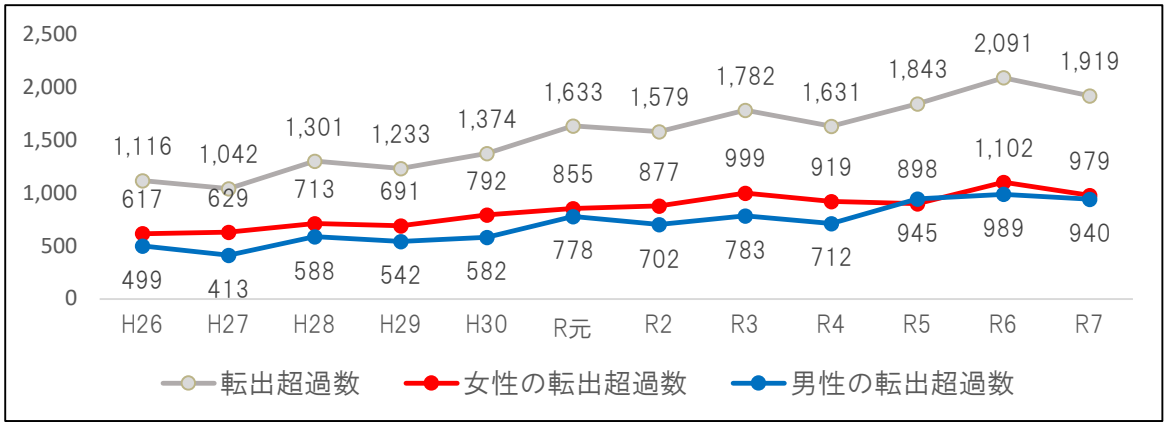

出典：住民基本台帳人口移動報告

⑤　参画の状況

県の審議会等に占める女性委員の割合は増加していますが、まだ目標とする 40%には達していません。

また、県の防災会議に占める女性委員の割合についても、目標とする 30%には達していません。

◇ 審議会等の女性委員の割合

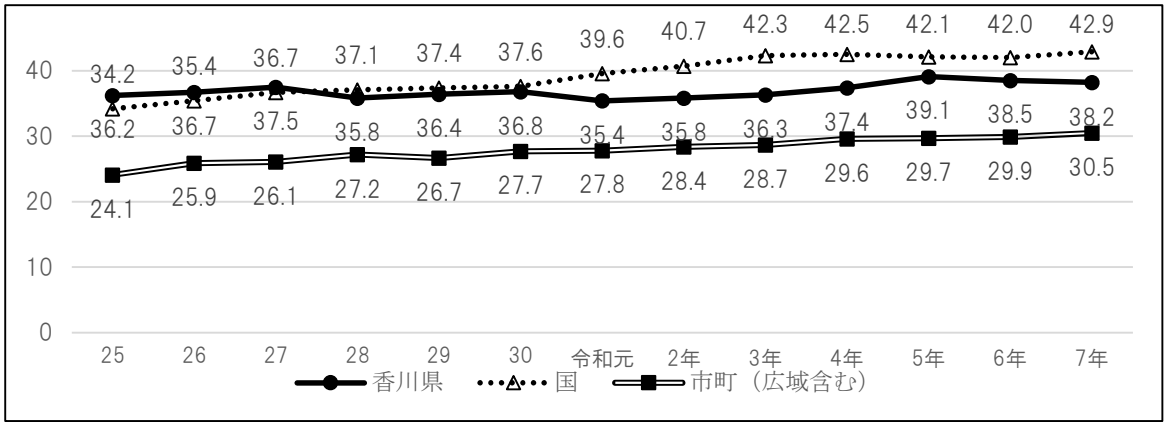

◇ 地方防災会議の委員に占める女性の割合

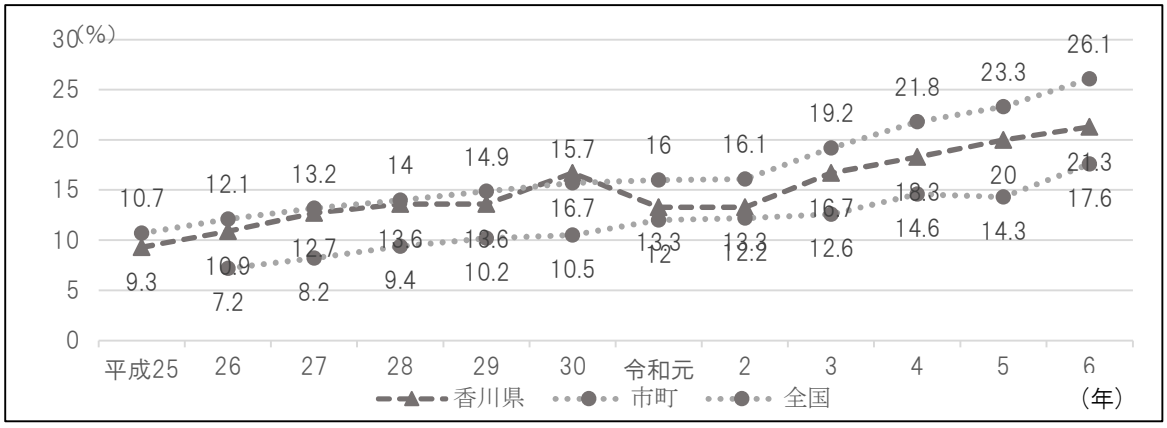

⑥　暴力の状況

夫等の暴力を主訴とする相談件数は、令和３年度には 1,000 件に達しています。

◇　「夫等の暴力を主訴とする相談」件数（香川県子ども女性相談センター）

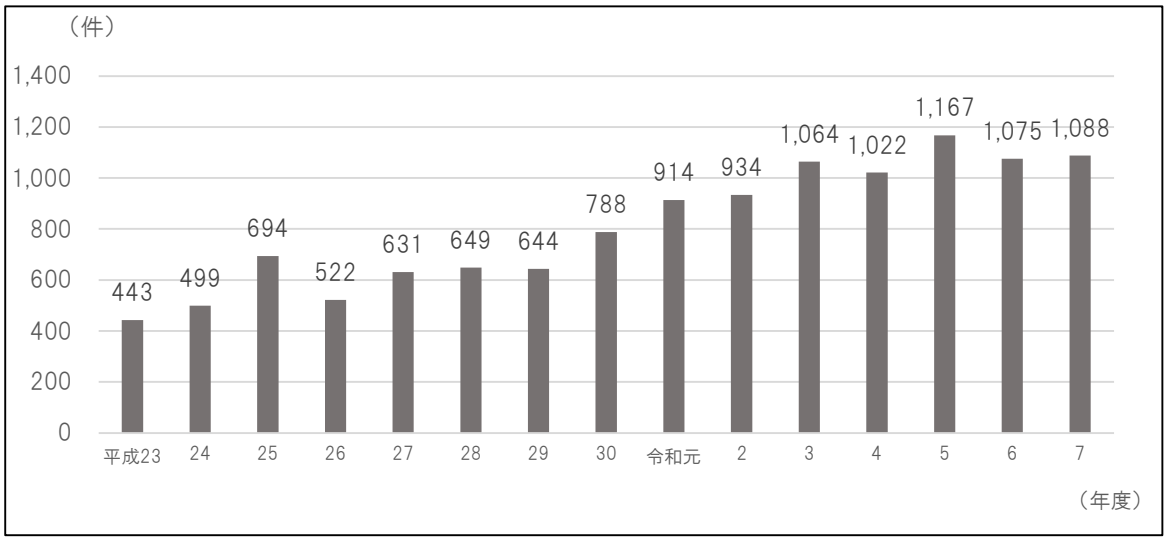

⑦　健康の状況

がん検診の受診率は増加傾向にありますが、依然として受診率は約半数に留まっています。

◇　がん検診受診率の推移（香川県）

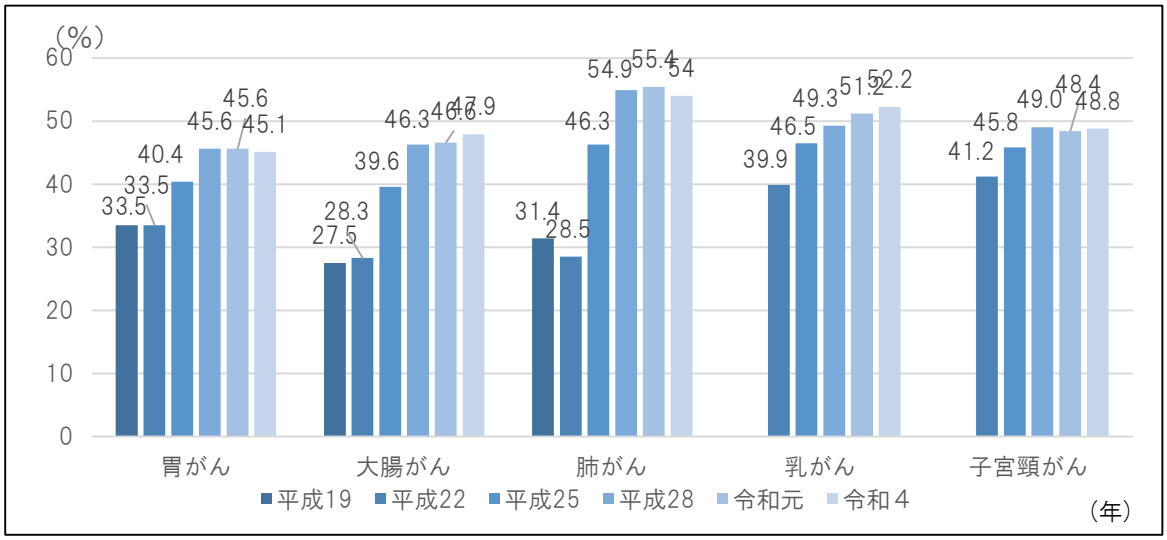

（２）県民の意識

①　社会における平等感

令和８年度に実施した「香川県民意識調査」によると、男女の地位の平等感について、「学校教育の場」で「平等になっている」が最も多くなったのを除くと、男女とも各分野で男性優遇になっているとの回答が多くなっています。

特に、「政治の場」、「社会通念・慣習・しきたりなど」で、７割以上の人が男性優遇になっていると考えています。

調査概要

実施期間：令和８年６月 12 日～７月３日

対　象　者：満 18 歳以上の県民（標本数 3,000）　回答件数：1,392 件

①社会全体

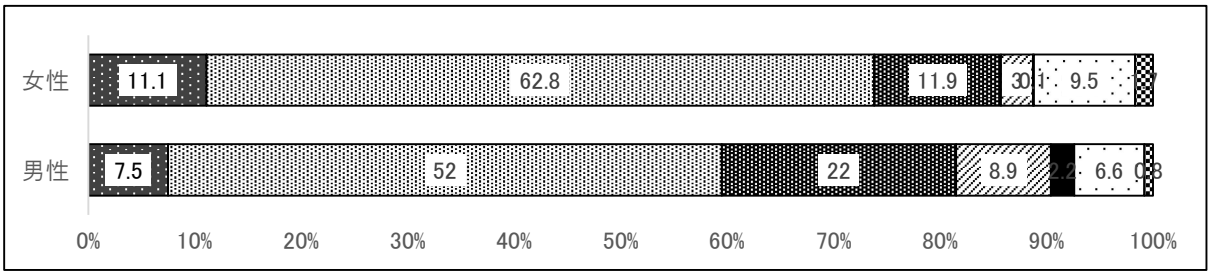

②家庭生活

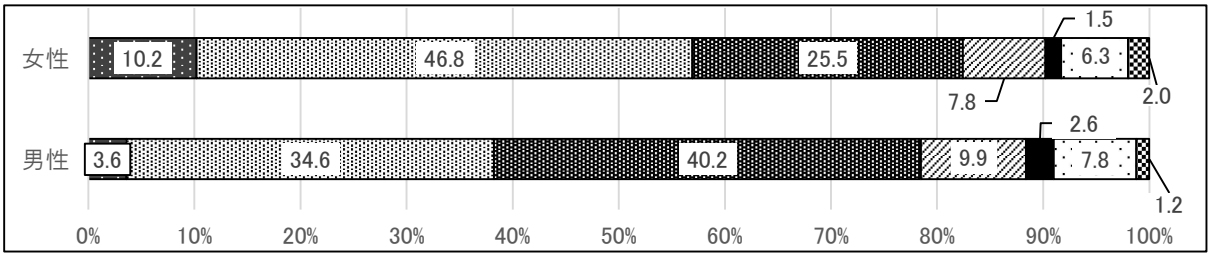

③職場

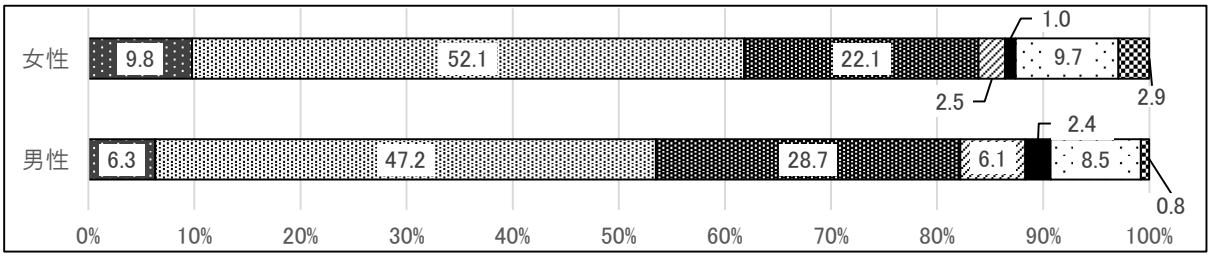

④学校教育

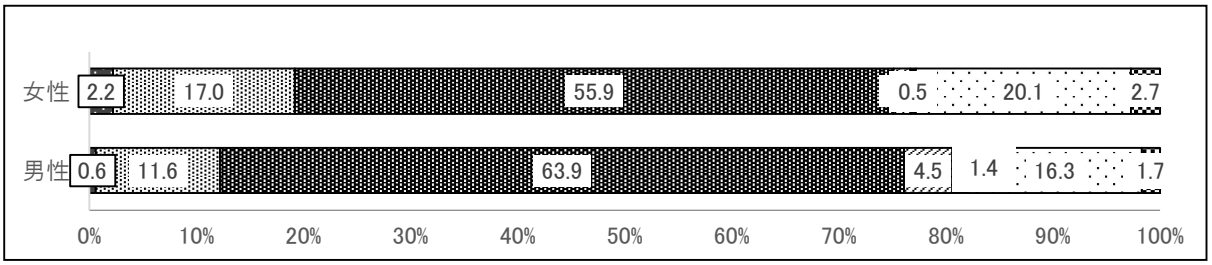

■男性の方が優遇されている
▩どちらかといえば男性が優遇
▦平等になっている
▨どちらかといえば女性が優遇
■女性の方が優遇されている
□わからない
▧無効回答

⑤政治の場

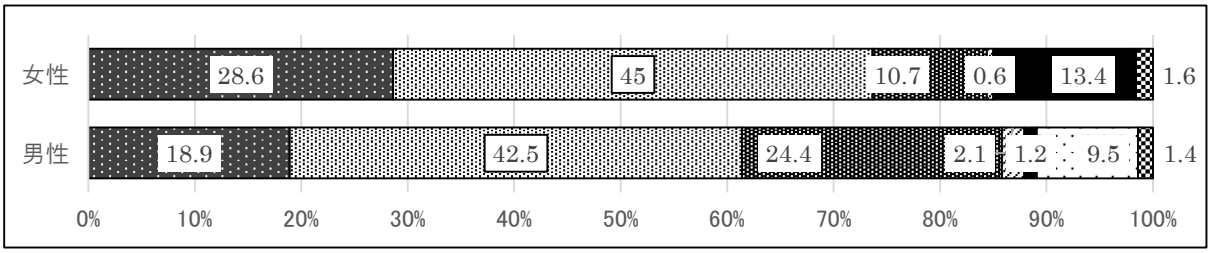

⑥法律や制度の上

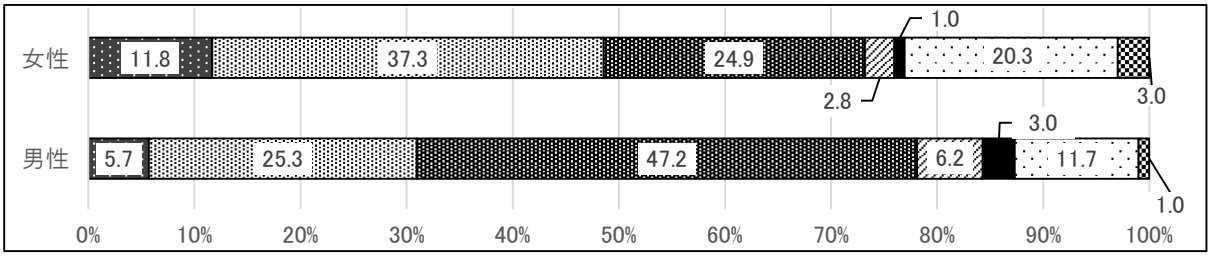

⑦社会通念・慣習・しきたり

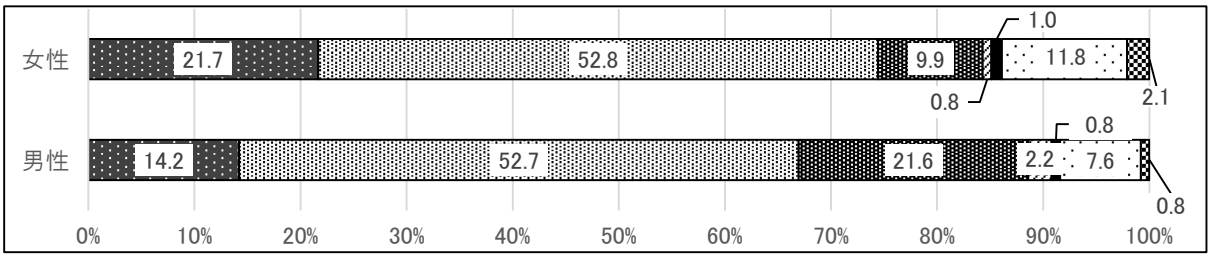

⑧地域活動の場

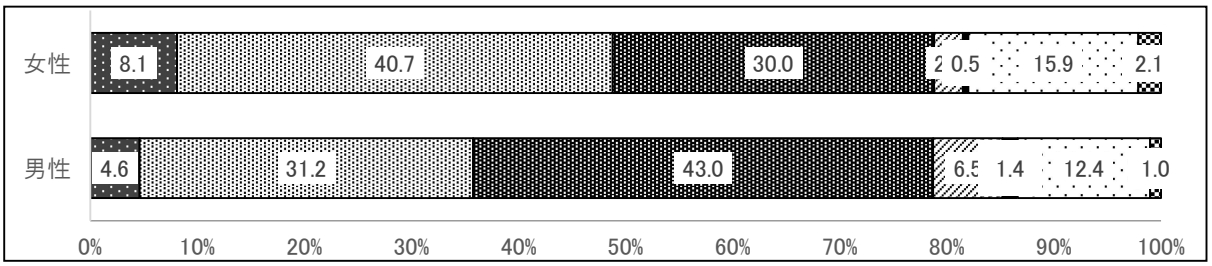

■男性の方が優遇されている　▨どちらかといえば男性が優遇　▩平等になっている
▨どちらかといえば女性が優遇　■女性の方が優遇されている　□わからない
▩無効回答

②　固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを感じた経験

家庭、職場、地域活動で固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを感じたことがある人の割合は半数に達しています。

◇ 家庭、職場、地域活動で固定的な性別役割分担意識等を感じたことがあるか

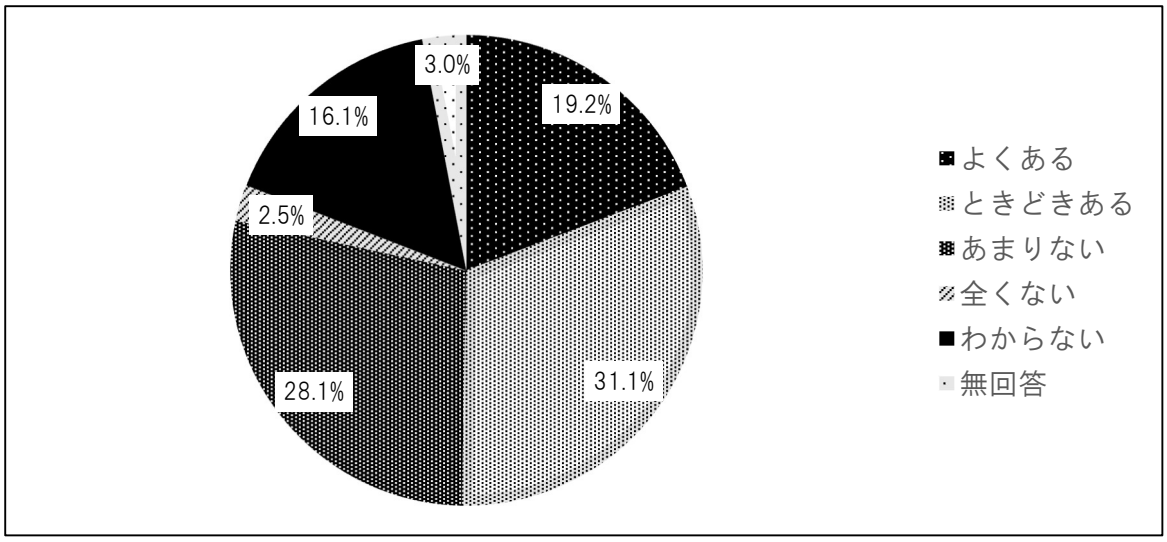

③　育児・介護・家事への参画

パートナーが積極的に育児・介護・家事へ参画していくためには、「男性が育児・介護・家事などに参画することに対する抵抗感をなくすこと」「性別に関わらず、育児・介護・家事等への参画について職場上司や周囲の理解促進すること」が求められています。

◇ 育児・介護・家事への参画に必要なこと

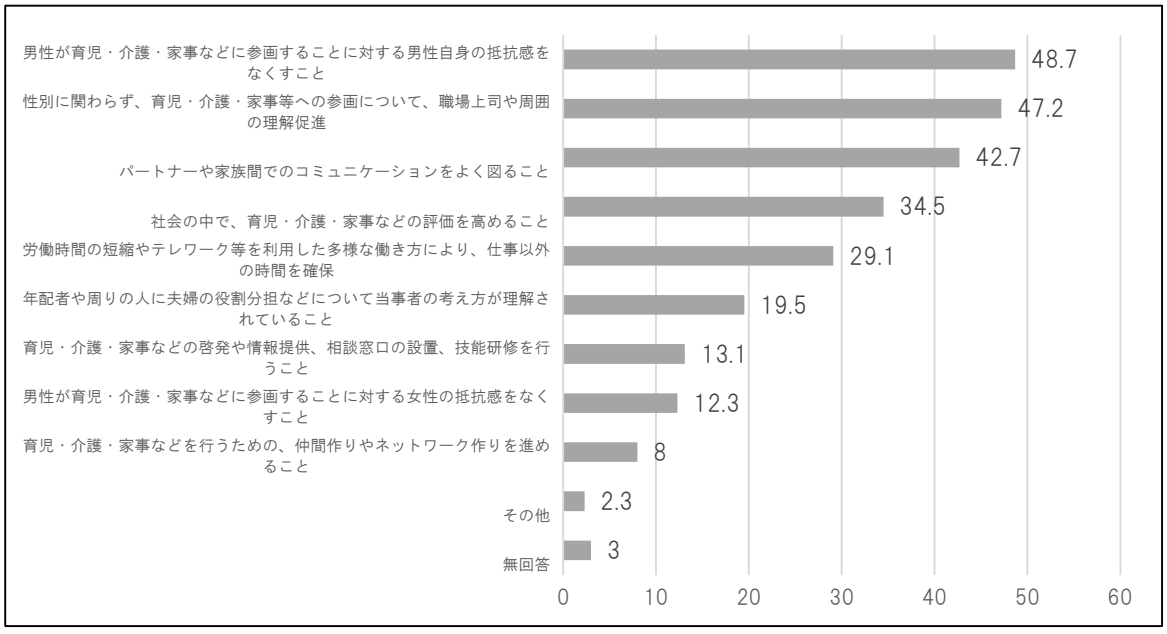

④　防災活動への女性の参画

女性の防災活動等への参画については、どの分野においても７割以上の人が必要だと関しており、特に「防災計画策定にあたっての女性委員の参画」「防災研修や防災訓練への女性の積極的な参加」が求められていることがわかった。

◇ 男女共同参画社会を推進するために必要な防災活動など

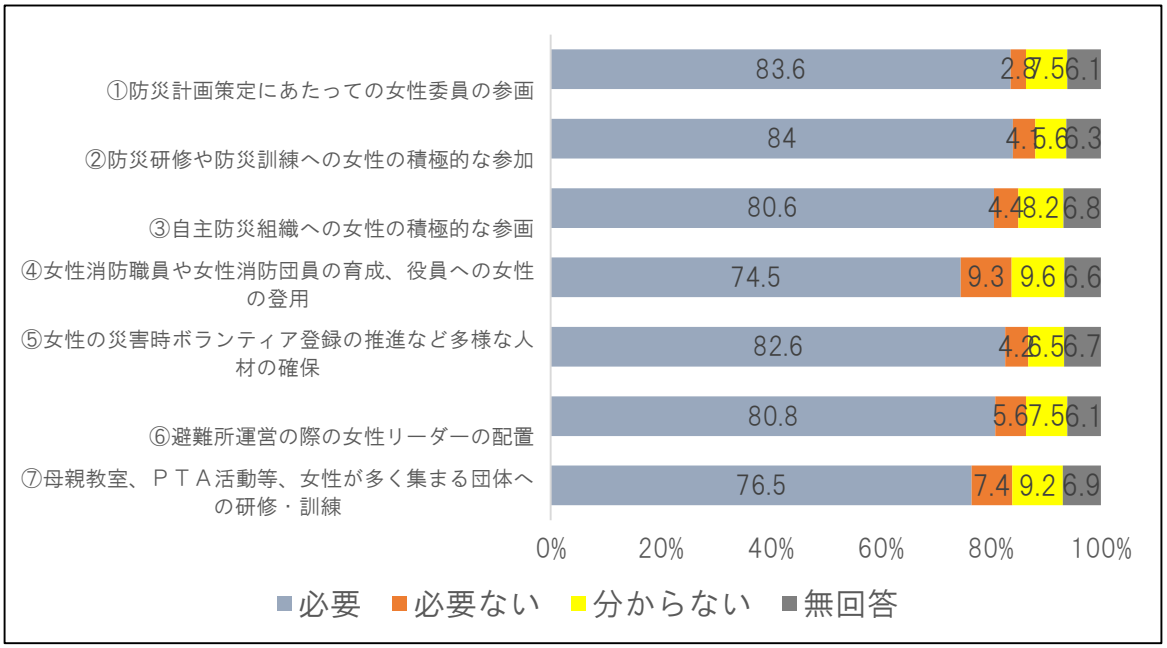

⑤　暴力の状況

男性の約 12%、女性の約 17%が、パートナー（配偶者、事実婚の相手、交際相手など）から身体に対する暴行を受けたことがあると回答しています。

また、被害を受けた人のうち、約 40%の人は誰にも相談しておらず、その理由としては、「相談するほどのことでもないと思ったから」「相談しても無駄だと思ったから」「自分の受けている行為が DV とは認識していなかった」などがありました。

◇ パートナー（配偶者、事実婚の相手、交際相手など）からの暴力の被害経験

		何度もあった	1､2 度あった	まったくない	無回答
身体的暴力	女性	4.9%	12.4%	79.9%	2.8%
	男性	1.8%	10.4%	85.2%	2.6%
精神的暴力	女性	7.8%	11.3%	76.7%	4.2%
	男性	3.3%	9.7%	84.6%	2.4%
性的暴力	女性	3.9%	7.2%	84.8%	4.1%
	男性	1.1%	3.2%	92.4%	3.3%
経済的暴力	女性	5.4%	4.8%	85.8%	3.9%
	男性	2.1%	1.7%	93.4%	2.8%

◇ 誰かに打ち明けたり、相談したリしたか

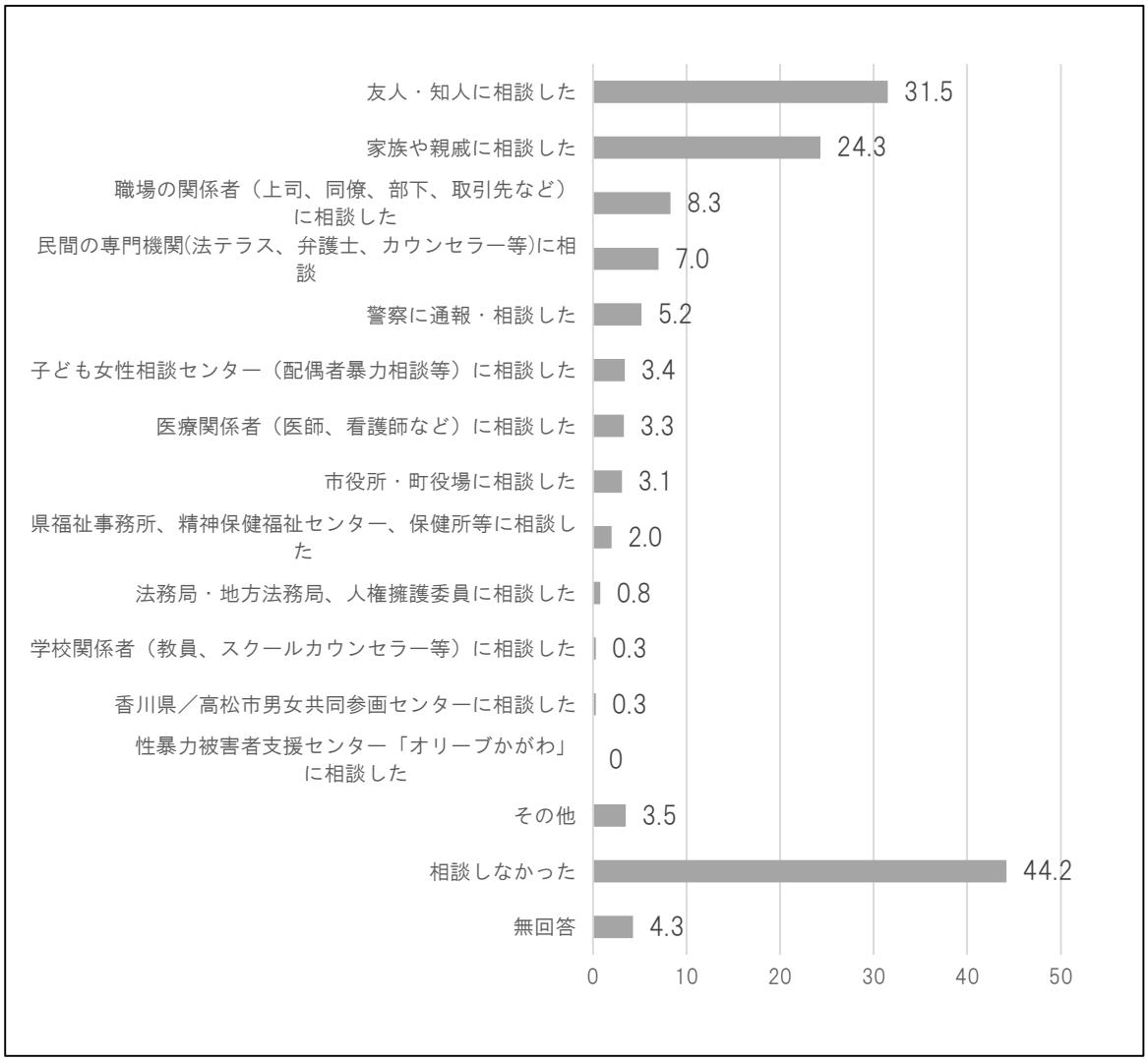

◇ 相談しなかった理由

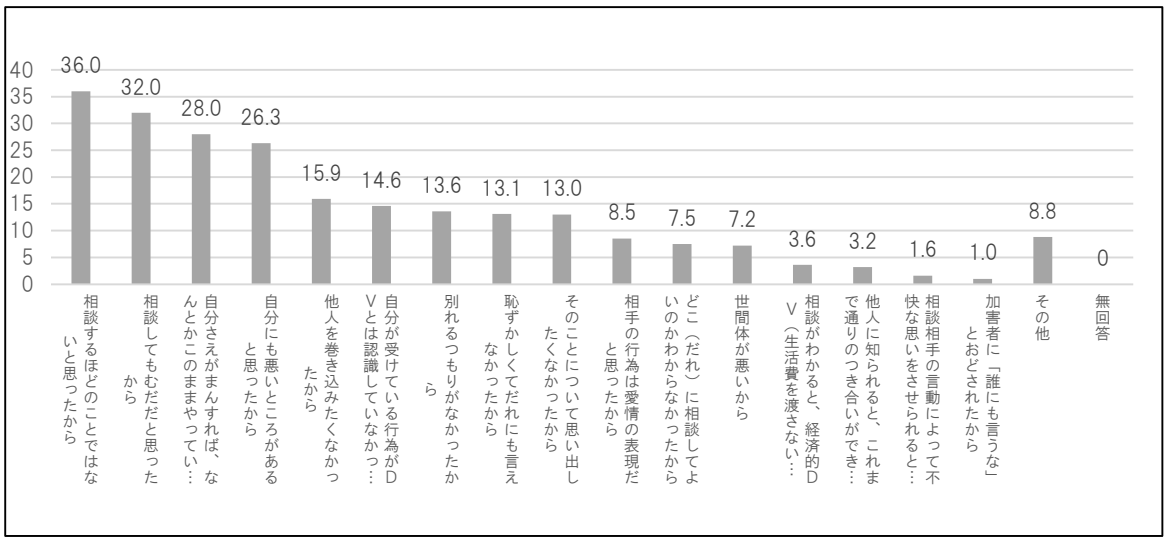

２　計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女がともに、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で、みずからの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる社会であり、男女共同参画社会の実現は、男女が社会の対等な構成員として、均等に、政治的・経済的・社会的および文化的利益を享受することができる社会をつくることです。

このため、国では、平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成 12 年に「男女共同参画基本計画」を策定、その後、平成 17 年に第２次計画、平成 22 年に第３次計画、平成 27 年に第４次計画、令和２年に第５次計画、令和８年に６次計画を策定しました。

本県におきましても、平成 13 年に「かがわ男女共同参画プラン」を策定し、平成 18 年に「かがわ男女共同参画プラン（後期計画）」、平成 23 年に「第２次かがわ男女共同参画プラン」、平成 27 年に「第３次かがわ男女共同参画プラン」、令和３年に「第４次かがわ男女共同参画プラン」と、社会の情勢等の変化を踏まえ概ね５年ごとに改訂し、男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな施策を実施してきました。

また、平成 14 年には、男女共同参画の推進に関する基本理念や県、県民の責務、男女共同参画の推進に関する基本的施策などを定めた「香川県男女共同参画推進条例」を制定しました。

今回、令和３年に策定した「第４次かがわ男女共同参画プラン」の計画期間が令和８年度末で終了したことに伴い、これまでの取組みを検証し、社会情勢の変化等の新たな課題を踏まえ、男女共同参画を一層推進するため、「第５次かがわ男女共同参画プラン」を策定するものです。

３　計画の性格と期間

この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく都道府県男女共同参画計画であるとともに、香川県男女共同参画推進条例第８条に基づく男女共同参画計画として位置づけるものです。

この計画の期間は、令和９年度から令和 12 年度までの４年間とします。

５　計画策定の視点

本計画は、本県の実態および、県政運営の基本方針となる総合計画のもと、子育て支援や人権政策、労働政策、教育などの関連施策と密接な連携を図りながら、次の視点に留意し策定しています。

（１）社会情勢への対応

〇人口減少や少子高齢化の進行

人口減少や少子高齢化の進行により、地域における人々の結びつきの希薄化や、地域における共助の機能の低下などが懸念されています。

〇働き方やライフスタイルの多様化

働き方やライフスタイルが多様化する中、ライフステージに応じて、すべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現が求められています。また、仕事と生活の調和を図り、多様で柔軟な働き方を選択できる環境を整備することが重要です。

〇人生 100 年時代の到来

人生 100 年時代を見据え、ライフステージに応じて、働き方や学び方、生き方を主体的に選択し、生涯を通じて健康で、多様な幸せ（well-being）を実現できる社会づくりが重要です。

〇テクノロジーの急速な進展・進化

デジタル化やＡＩなどのテクノロジーが急速に進展し、働き方や生活に大きな影響を及ぼしています。その恩恵を誰もが享受できるよう利活用を進めるとともに、ＡＩによるバイアスの再生成やデジタル技術の悪用による人権侵害などのリスクにも留意する必要があります。

〇災害に強い社会の実現

大規模災害等の非常時には、平常時における社会の課題がより顕在化することから、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興の取組みを推進する必要があります。

（２）男性にとっての男女共同参画

男女共同参画は、男性にとっても生きがいのある社会をめざすうえで重要な課題であり、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の推進、固定的な性別役割分担意識の解消などを通じて、男女共に仕事と生活の調和を図り、希望する働き方や暮らし方を選択できる社会の実現につながるものです。

（３）持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

男女共同参画社会の実現に向けて取組みを進めることは、「男女」にとどまらず、年齢も、国籍も、性的指向・性自認に関することなども含め、多様な人々を包摂する社会の実現につながるものです。また、男女共同参画の推進は、ＳＤＧｓの理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現と方向を同じくするものです。

（４）男女共同参画センターの機能強化

令和７年には、男女共同参画社会基本法が改正され、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点として、男女共同参画センターの機能が法的に位置づけられました。香川県男女共同参画センター「ふらっとぴあ香川」は、地域の実情に応じた男女共同参画を推進するために、多様な主体と連携・協働を図るとともに、機能強化が求められます。

方向性を同じくするＳＤＧｓのゴール



６　計画の基本理念

香川県男女共同参画推進条例第３条に定める次の４つの基本理念を計画の基本理念とします。

（１）男女の人権の尊重

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（２）社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないための配慮

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

（３）政策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（４）家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

第５次かがわ男女共同参画プラン施策体系

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進

重点目標　１　すべての県民が暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進

（1）　固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの推進

（2）　男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

（3）　若者や女性が暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進

重点目標　２　男女共同参画の実現に向けた推進体制の連携強化

（1）　男女共同参画センターの拠点機能の確立

（2）　市町や県内企業など多様な主体との連携の強化

（3）　男女共同参画に関する情報の収集･提供

基本目標Ⅱ　誰もがあらゆる分野で参画できる環境づくりの推進

重点目標　３　政策・方針決定過程及び多様な分野における女性の参画拡大

（1）　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

（2）　地域活動における男女共同参画の推進

（3）　専門分野・産業分野における男女共同参画の推進

（4）　テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

重点目標　４　ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

（1）　共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児・介護の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進

（2）　労働者が安心して働ける環境づくりの推進

（3）　多様な働き方の普及と働きやすい環境の整備

基本目標Ⅲ　安全・安心に暮らせる社会の実現

重点目標　５　男女共同参画の視点に立った防災体制の推進

（1）　防災分野における男女共同参画の視点の強化

（2）　防災の現場における男女共同参画の推進

重点目標　６　あらゆる暴力の根絶とすべての人が安心して暮らせる環境の整備

（1）　あらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化

（2）　性犯罪・性暴力等の根絶に向けた対策の推進

（3）　貧困など生活上の困難に直面する人や、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

重点目標　７　生涯を通じた健康支援

（1）　ライフステージに応じた健康支援

（2）　健康課題への理解促進

Ⅱ　計画の内容

■ 基本目標　Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度または慣行について配慮することを基本理念としており、これまで男女平等の視点に立った法律や制度が整備されてきました。しかし、男女の地位の平等感については、依然として多くの人が、社会のさまざまな分野で男性優遇となっていると考えています。

そのため、県男女共同参画センターを拠点に、市町や多様な主体と連携して固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組みの実施や、多様な選択を可能にする教育・学習の充実、男女双方の意識改革と理解の促進を図り、男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりを推進します。

基本目標Ⅰにおける目標指標

指標	現状 【R8 年度】	目標 【R12 年度】
社会全体における男女の地位について「平等」と答えた者の割合	16.1%	50%
固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを感じたことがある人の割合	50.3%	0％

重点目標１　すべての県民が暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進

■現状と課題

○　本県の人口は長期的な減少傾向にあり、「香川県人口移動調査」によると、令和７年度には、約 90 万８千人まで減少しています。また、「住民基本台帳人口移動報告」によると、15 歳から 24 歳の若年層の転出超過が見られ、男性に比べて女性の転出超過数が多くなっています。【男女参画・県民活動課】

○　令和 8 年度に実施した「香川県民意識調査」によると、男女の地位の平等感については、依然として多くの人が社会のさまざまな分野で男性が優遇されていると考えています。また、家庭、職場、地域活動において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を感じたことがある人は半数程度となっています。【男女参画・県民活動課】

○　固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスは、個人の生き方や進路、職業などの選択に影響を及ぼすことがあります。誰もが性別にかかわらず、自らの意思に基づき多様な生き方を選択できるよう、男女双方の意識改革と理解促進を進める必要があります。【男女参画・県民活動課】

○　人権尊重を基盤とした男女共同参画についての理解を深めるために、学校、家庭、地域など社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進する教育・学習の充実を図ることが重要です。学校においては、教職員に対し人権尊重や男女共同参画に関する研修を行い、児童生徒の発達段階に応じた人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する理解や認識を深めるための充実を図るとともに、児童生徒がみずからの生き方、能

力、適性を考え主体的に進路を選択する力を身につけることができるようなキャリア教育の推進が必要です。【教育センター、高校教育課】

○　わが国は世界有数の長寿社会を迎えており、長い期間をより充実したものするためには、子どもから高齢者に至るまで、すべての県民に生涯を通じた学習に取り組める環境や地域で活躍できる環境を整備することが必要です。【男女、長寿社会対策課】

○　若い世代の価値観やライフスタイルが多様化する中、誰もが希望する生き方や働き方を実現できる地域づくりが求められています。すべての人が地域に希望を持って暮らし、活躍できるよう、地域に残る固定的な性別役割分担意識や慣行等を見直し、男女共同参画の視点から地域の魅力や活力を高めていく必要があります。【男女参画・県民活動課】

重点目標	施策の方向
Ⅰ－１ すべての県民が暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進	Ⅰ－１－(1) 固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの推進
	Ⅰ－１－(2) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実
	Ⅰ－１－(3) 若者や女性が暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進

施策の方向

Ⅰ－1－(1)固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向けた取組みの推進

① 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、男女双方を対象とした意識啓発や情報発信を行うとともに、さまざまな機会を捉えた広報・啓発活動を推進し、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる意識の醸成を図ります。【男女参画・県民活動課】

② 家庭、地域、職場などにおける男女共同参画社会の将来像について、具体的で分かりやすい広報・啓発に努めます。また、男性にとっての男女共同参画社会の形成の意義と責任について広報・啓発を推進するとともに、子どもや若者世代に対しても、男女共同参画の必要性について広報・啓発に努めます。【男女参画・県民活動課】

③ 性別にとどまらず、年齢、国籍、性的指向・性自認に関することなども含めて、多様な背景を持つすべての人が自分らしく活躍し、互いの尊厳を認め合う人権尊重社会の実現に向け、「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発を推進します。【人権・同和政策課】

④ 関係法令や第５次かがわ男女共同参画プランの周知に努めるとともに、県や市町の広報・出版物について、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。【男女参画・県民活動課】

施策	主な取組内容
普及啓発	○広報・啓発にかかるリーフレット等の作成・配布【男女参画・県民活動課】 ○「男女共同参画週間」の実施【男女参画・県民活動課】 ○「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の施策の推進、「人権週間」などを通じた意識啓発【人権・同和政策課】 ○男女共同参画を推進する講演会の開催等の実施【男女参画・県民活動課】 ○「男女共同参画社会基本法」、「香川県男女共同参画推進条例」、「第５次かがわ男女共同参画プラン」などの周知【男女参画・県民活動課】
環境・体制整備	○男女共同参画に関する総合的な相談体制の充実【男女参画・県民活動課】

Ⅰ－1－(2)男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

① 男女が生涯を通じて個人の尊厳や男女共同参画について理解を深め、自らの意思に基づいて多様な生き方を選択できるよう、学校、家庭、地域などさまざまな場における教育・学習や啓発を推進します。【男女参画・県民活動課】

② 「ふるさと教育」の一層の充実のため、教員の指導力の向上を図るとともに、道徳教育において「伝統と文化の尊重」「郷土や国を愛する態度」や、 総合的な学習の時間等において「郷土に誇りを持つ教育」の推進を図ります。【義務教育課、高校教育課】

③ 家庭における父親の役割の重要性の周知や責任の自覚を促し、おやじの会などによる父親の家庭教育や地域活動への積極的な参加を支援します。【生涯学習・文化財課】

④ 教職員が男女共同参画の理念を正確に理解し、男女共同参画意識を高め、一人ひとりの児童生徒を尊重する教育を推進するための研修を実施します。【教育センター】

⑤ 子育てや教育についての悩みや不安を抱える保護者等に対する相談体制の充実を図ります。【教育センター】

⑥ 学校教育において、望ましい勤労観や職業観を育て、自己の個性を理解し、将来の社会的、職業的自立の基盤となる資質・能力・態度を育成します。【義務教育課】

⑦ 高校生の就職活動が円滑に行われるよう、関係機関と緊密に連携を取りながら就職支援に努めます。【高校教育課】

⑧ 高齢者が知識や教養を身につけながら、自らの健康と生きがいづくりを図るとともに、地域社会での実践的な指導者を養成する「かがわ長寿大学」の運営を支援します。【長寿社会対策課】

⑨ 長年培った豊かな経験や知識、技能を地域のために生かしたいと考えている高齢者に活躍の場の情報提供やマッチングを行う「高齢者いきいき案内所」の認知度を高め、効果的に活用します。【長寿社会対策課】

施策	主な取組内容
教育・人材育成	○学校教育全体を通じた指導の充実【義務教育課】 ○キャリア教育の充実【義務教育課】 ○進路指導の充実【義務教育課】 ○総合的な学習の時間等における郷土に誇りを持つ教育の推進【義務教育課・高校教育課】 ○教職員を対象とした男女共同参画に関する研修の実施【教育センター】
普及啓発	○男女共同参画を推進する講演会の開催や講師派遣【男女参画・県民活動課】 ○家庭教育支援の充実【生涯学習・文化財課】 ○男女共同参画にかかる学習情報の提供【男女参画・県民活動課】 ○香川県高校生探究発表会の開催や中高連携アントレプレナーシップ教育の推進【義務教育課・高校教育課】
相談・情報提供	○「高齢者いきいき案内所」の運営委託【長寿社会対策課】 ○教育相談の実施【教育センター】
支援	○「かがわ長寿大学」の運営支援【長寿社会対策課】

Ⅰ－1－(3)若者や女性が暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進

① 若者や女性をはじめ、誰もが暮らしやすい地域づくりを実現できるよう、地域における固定的な性別役割分担意識や慣行等の見直しに向けた意識啓発や情報発信を行います。【男女参画・県民活動課】

② 市町、企業、教育機関、地域団体等の多様な主体と連携し、若者や女性の意見や視点も取り入れながら、男女共同参画の視点を地域に広げ、誰もが暮らしやすく活躍できる地域づくりを推進します。【男女参画・県民活動課】

③ 意欲や能力が高いにもかかわらず、経済的な理由で大学、高等専門学校等に進学することが困難な若者に対して、奨学金等による経済的支援を行います。【地域活力推進課】

施策	内容
普及啓発	○男女共同参画を推進する講演会の開催等の実施【男女参画・県民活動課】 ○地域での男女共同参画関連事業の実施 ○大学等と連携した事業の実施【男女参画・県民活動課】 ○若者や女性との意見交換会の実施
支援	○意欲や能力が高く、かつ、経済的な理由により就学困難な若者への経済的支援【地域活力推進課】

重点目標１における取組指標

指標	現状 【R7 年度】	目標 【R12 年度】
男女共同参画推進サポーター養成数	―	100 人
「総合的な探求の時間」や「課題研究」の授業で、地元,企業と連携した取組みを行っている県立高校の割合と件数	100% ―件	100% 290 件かつ 各校 5 件以上
若者や女性等との意見交換会等の実施回数	年２回	16 回 （R9～12 年度）
地域における男女共同参画に関する講座･研修の参加者数	―	800 人 （R9～12 年度）

県民に期待すること

- 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに気づき、その解消に努めること。
- 高齢者が、これまで培った知識や経験を生かし、地域活動等に参加するとともに、地域を支える担い手として活躍すること。
- 教育相談窓口を利用すること。

事業者に期待すること

- 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスに気づき、その解消に努めること。
- インターンシップの実施や探究活動に協力すること。

市町に期待すること

- 男女共同参画計画に基づき、地域の実情に応じた取組を推進するとともに、相談窓口の充実を図ること。

重点目標　２　男女共同参画の実現に向けた推進体制の連携強化

■現状と課題

○　近年、若い世代、特に女性が進学、就職等で都市に転出した後も本県に戻らない傾向が強くなっています。その要因の一つに地方に根強く残る固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスが挙げられます。令和８年４月に開設した香川県男女共同参画センター「ふらっとぴあ香川」において、アンコンシャス・バイアスを解消し、誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた取組みを行う必要があります。【男女参画・県民活動課】

○　男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解を促進するとともに、地域の実情や課題に応じた取組みを継続的に進めていくことが重要です。令和７年には、男女共同参画社会基本法が改正され、関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点として、男女共同参画センターの機能が法的に位置づけられました。そのため、男女共同参画センターが広報・啓発、研修・講座、相談、情報収集・提供等の機能を生かし、地域における男女共同参画を推進する拠点として、その役割を十分に発揮していくことが求められています。【男女参画・県民活動課】

○　地域の持続可能性の観点からも、地域の課題や県民のニーズを的確に把握し実情に応じた必要な取組みにつなげるよう男女共同参画センターに知識やノウハウを蓄積するとともに、男女共同参画を推進する人材を育成するなど、地域の課題解決につながる拠点機能を充実・強化していく必要があります。【男女参画・県民活動課】

○　男女共同参画の推進は、県のみで実現できるものではなく、市町をはじめ県内企業、関係機関・団体など多様な主体が、それぞれの役割や強みを生かして取り組むことが重要です。男女共同参画センターを拠点として、各主体が課題や取組事例、知見を共有し、相互に連携・協働できるネットワークを形成していく必要があります。【男女参画・県民活動課】

○　男女共同参画に関する施策を効果的に進めるためには、県内の現状や課題、県民の意識やニーズを把握するとともに、国や独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）からの情報を収集するとともに、先進的な取組みや好事例、各種調査・統計等の情報を幅広く収集・整理することが重要です。これらの情報を施策や事業に活用するとともに、県民や市町、企業等にわかりやすく提供し、県内の男女共同参画の取組みにつなげていく必要があります。【男女参画・県民活動課】

重点目標	施策の方向
Ⅰ－２ 男女共同参画の実現に向けた推進体制の連携強化	Ⅰ－２－(1) 男女共同参画センターの拠点機能の確立
	Ⅰ－２－(2) 市町や県内企業など多様な主体との連携の強化
	Ⅰ－２－(3) 男女共同参画に関する情報の収集･提供

施策の方向

Ⅰ－２－(1)男女共同参画センターの拠点機能の確立

① 男女共同参画センターが、地域における男女共同参画を推進する拠点として、広報・啓発、研修・講座、相談、情報収集・提供等の取組みを総合的に展開するとともに、地域の課題やニーズを把握し、地域の実情に応じた取組みを推進するなど、拠点機能の充実を図ります。【男女参画・県民活動課】

施策	主な取組内容
教育・人材育成	○女性リーダーや女性地域防災リーダー等の養成講座の実施【男女参画・県民活動課】
普及啓発	○「ふらっとぴあ香川」の HP や SNS による情報発信【男女参画・県民活動課】
環境・体制整備	○男性相談をはじめ特別相談の充実・強化【男女参画・県民活動課】

Ⅰ－２－(2)市町や県内企業など多様な主体との連携の強化

① 地域における男女共同参画を効果的に推進するため、市町や県内企業、関係機関・団体など多様な主体と相互間の連携・協働を進めます。また、男女共同参画センターを拠点として、それぞれが有する知見や取組みを共有し、地域の実情に応じた男女共同参画の取組みを展開します。【男女参画・県民活動課】

② 市町には審議会等委員への女性の登用や女性管理職員の管理・監督者への登用を推進するよう要請します。また、企業や各種団体などにも女性の登用を働きかけます。【男女参画・県民活動課】

施策	主な取組内容
連携・協働	○男女共同参画センターと各市町との連携事業【男女参画・県民活動課】 ○「輝く女性のかがわ応援団」への民間企業の加入促進【男女参画・県民活動課】 ○大学との連携事業【男女参画・県民活動課】

Ⅰ－２－(3)男女共同参画に関する情報の収集･提供

① 男女共同参画に関する県内の現状や課題、県民のニーズに関する調査・分析するとともに、県民や市町、企業等に分かりやすく提供します。【男女参画・県民活動課】

② 国や独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）が提供するデータ、他の地方公共団体等の施策、先進的な取組みや好事例など、幅広い情報を収集・整理し、活用します。

③ 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」における持続可能な開発目標（SDGs）や「女子差別撤廃条約」など、男性や女性の地位向上に関連の深い国際的な規範や基準などの普及啓発を図ります。【男女参画・県民活動課】

施策	主な取組内容
情報収集・提供	○「輝く女性のかがわ応援団」による先進的な取組み発表等意見交換【男女参画・県民活動課】
調査・実態把握	○男女共同参画に関する県内の現状や課題、県民のニーズを把握するためのアンケート調査等【男女参画・県民活動課】

重点目標２における取組指標

指標	現状 【R7 年度】	目標 【R12 年度】
センターの講座受講者のうち「理解が深まった」と回答した人の割合	―	100%
「ふらっとぴあ香川」相談業務の特別相談件数	―	192 件 （R9～12 年度）
「ふらっとぴあ香川」と連携してセンター機能を確保するための取組みを実施した市町数	―	17 市町
「輝く女性のかがわ応援団」の加入者数	18 者	100 者
「ふらっとぴあ香川」ホームページの年間閲覧数	―	20 万件

県民に期待すること

・　地域社会に根強く残る固定的な性別役割分担等のアンコンシャス・バイアスに気づき見直していくこと。

事業者に期待すること

・　職場における男女の格差を払拭し、誰もが活躍できる環境を作るとともに、仕事と家庭の両立ができる体制を整えること。

市町に期待すること

・　男女共同参画計画に基づき、男女共同参画の推進に向けて、地域の実情に合った取組みを積極的に進めること。

■ 基本目標　Ⅱ　誰もがあらゆる分野で参画できる環境づくりの推進

男女共同参画の推進に当たっては、男女が、社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、男女が相互に協力しながら仕事と生活の調和を図ることが重要です。

そのため、政策・方針決定過程や多様な分野における女性の参画の拡大や人材育成を進めるとともに、ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現を目指し、誰もがあらゆる分野で参画できる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅱにおける目標指標

指標	現状 【R8 年度】	目標 【R12 年度】
家庭生活における男女の地位について「平等」と答えた者の割合	31.4%	50%
職場における男女の地位について「平等」と答えた者の割合	24.8%	50%
県の審議会等に占める女性委員の割合	38.2% （R7 年度）	40%以上

重点目標　3　政策・方針決定過程及び多様な分野における女性の参画拡大

■現状と課題

○　将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、多様な人材を生かし、多様な視点を政策や方針に反映することが重要です。人口の半数を占める女性が、あらゆる分野における政策・方針決定過程へ参画することは、社会の構成員の意思を公正に反映する観点からも重要です。【男女参画・県民活動課】

○　県の審議会等に占める女性委員の割合は令和 7 年度末で 38.2%と、第 4 次かがわ男女共同参画プランの目標である 40%以上に達していません。【男女参画・県民活動課】
また、県の管理職に占める女性職員の割合は令和 8 年 4 月に 19.3%と過去最高となったものの、県が率先して政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、引き続き女性職員の育成・登用を進める必要があります。【人事課】

○　教育分野における女性管理職の割合は上昇しており、小中学校においては、全国平均を上回る状況となっています。今後も、女性教職員が政策決定や学校運営に参画する機会を一層拡大するため、管理職やその候補となる職への登用・育成を進める必要があります。【教委総務課、義務教育課、高校教育課】

○　人口減少や少子高齢化、家族形態や価値観の多様化等により、地域におけるつながりや共助機能の低下が懸念されています。地域づくりの中心を担う地域コミュニティ（地域社会）機能の低下が懸念されるなか、域内外にかかわらず、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として積極的に参画し、地域資源を活用して活力ある地域づくりを進めることが重要です。【地域活力推進課】

○　農業者の減少・高齢化や農村の農家率低下が進む中、持続可能な農業・農村の実現には、性別にかかわらず多様な人材が活躍できる環境を整え、女性を重要な担い手として位置付けることが必要です。基幹的農業従事者の約３割を女性が占める一方、認定農業者に占める女性の割合は約１割にとどまっており、経営への主体的な参画が課題となっています。女性農業者や次代を担う地域リーダーの育成、女性活躍への理解促進、農協等の意思決定層への意識啓発、地域農業の方針策定への女性参画を進める必要があります。また、漁業においては、漁業就業者数のうち女性は約１割にも満たず、高齢化も進んでいます。【農政課、農業経営課、水産課】

○　国の「医師・歯科医師・薬剤師統計」によると、本県における令和６年 12 月時点の 45 歳未満の医師の割合は 33.2%で、全国平均の 39.8%を大きく下回る中、女性医師の割合は、年々増加し、23.6%（全国 24.4%）となっています。また、香川県看護協会の調査によると、令和６年度の看護職員全体の離職率は 9.7%となっており、女性医師・看護職員の就業・復職支援等が重要です。【医療政策課】

○　デジタル化やＡＩの進化が加速する中、デジタル・理工系分野を担う人材の育成・確保が重要となっています。一方、これらの分野では女性の参画が十分に進んでおらず、進路・職業選択における固定的な性別のイメージやアンコンシャス・バイアスの影響も指摘されており、性別にかかわらず、関心や能力に応じた進路・職業を選択できる環境づくりが必要です。【男女参画・県民活動課、義務教育課、高校教育課】

重点目標	施策の方向
政策･方針決定過程及び多様な分野における女性の参画拡大	Ⅱ－３－(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
	Ⅱ－３－(2) 地域活動における男女共同参画の推進
	Ⅱ－３－(3) 専門分野・産業分野における男女共同参画の推進
	Ⅱ－３－(4) テクノロジーの進展･利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

施策の方向

Ⅱ－3－(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大

① 県の審議会等への女性委員の登用を促進し、政策・方針決定過程に男女双方の多様な意見や視点が反映されるよう取り組みます。また、企業や各種団体等に対し、方針決定過程への女性参画の意義について理解促進を図り、女性の登用や人材育成を促進します。【男女参画・県民活動課】

② 県職員について、女性職員の人材育成を考慮した人事配置を行うとともに、早い段階から多様なポストを経験すること等によりキャリアの早期育成を図ります。また、平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性職員の管理職への積極的な登用や将来の管理職候補である女性課長補佐級職員の増加を図ります。【人事課】

③ 教育分野において、女性教職員の管理職への登用を進めるとともに、主幹教諭や分掌主任等への登用・育成を図ります。また、働き方改革や業務負担の軽減を推進し、誰もが能力を発揮しながら管理職等を目指すことのできる環境づくりを進めます。【教委総務課、義務教育課、高校教育課】

④ あらゆる分野において、男女共同参画を推進していくための女性リーダーの養成に努めます。

⑤ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨や参画を推進するための環境づくりを促進します。【男女参画・県民活動課】

⑥ 女性の政治参画に関する情報を提供するなど、政治分野への関心の促進に資する取組みを行います。【男女参画・県民活動課】

施策	主な取組内容
教育・人材育成	○女性県職員の人材育成を考慮した人事配置とキャリアの早期形成【人事課】
普及啓発	○企業や各種団体などへの啓発【労働政策課】
参画促進	○県の審議会等への女性委員の登用促進【男女参画・県民活動課】 ○女性県職員の管理職等への登用の推進【人事課】 ○学校管理職、主幹教諭等への女性教職員の登用の推進【義務教育課】
環境・体制整備	○学校における働き方改革、業務負担軽減【高校教育課】
情報収集・提供	○政治分野における女性の参画に関する情報の収集・提供【男女参画・県民活動課】

Ⅱ－3－(2)地域活動における男女共同参画の推進

① 男女共同参画の視点に立った地域リーダーを養成するとともに、地域ネットワークの構築を促進します。【男女参画・県民活動課】
② 性別や年齢にかかわらず、地域団体、NPO、ボランティアなど地域の課題解決を担う活動への参画について広報・啓発に取り組みます。【男女参画・県民活動課】
③ 性別や年齢にかかわらず、多様な人材が関わった個性豊かで多彩な地域づくりへの取組みが促進されるよう、市町と連携し地域住民の意識の醸成や地域づくりの担い手となる人材・組織の育成に取り組みます。【地域活力推進課】
④ 地域資源を生かした取組みに関する情報提供や、全国の先進的な取組み事例を市町や地域住民等と共有するための研修を実施するなど、地域の特性や地域の取組みの状況に応じた効果的な支援を行います。【地域活力推進課】

施策	主な取組内容
普及啓発	○自治会役員、市町職員等を対象とした研修の開催など新たな地域づくりの気づきとなる機会の提供【地域活力推進課】
相談・情報提供	○地域コミュニティへの先進事例、助成制度等の情報提供・助言【地域活力推進課】
支援	○地域おこし協力隊等と連携した地域づくり活動への支援及び団体等の情報発信【地域活力推進課】

Ⅱ－3－(3)専門分野・産業分野における男女共同参画の推進

① 農業における女性の意見反映のため、ＪＡ香川県の正組合員加入促進、総代・役員・管理職への女性登用を進め、女性参画意識の向上を図る取組みを支援します。【農政課】
② 仕事と生活の調和を考慮した営農活動が実践され、経営面における女性の役割が適正に評価されるよう、社会的気運の醸成に努めます。また、女性が経営に参画できるルールづくりを推進するとともに、女性の能力向上のため、研修・交流の場を提供します。【農業経営課】
③ 農業士の認定、女性組織の実践活動の推進、研修や情報交換の場づくりなどを通して、次世代女性リーダーの育成を図ります。【農業経営課】
④ 優良な施工を行った若年・女性建設技術者を顕彰することにより、建設産業に携わる誇りと意欲を増進し、建設産業への定着を促進するとともに、より一層の能力と資質の向上を図る契機とします。【土木監理課】
⑤ 漁協女性部等の活動の支援や女性をはじめ多様な担い手が能力を発揮できる環境づくりを推進します。【水産課】
⑥ 子どもを持つ医師等の離職防止及び復職支援に努めます。【医療政策課】

施策	主な取組内容
教育・人材育成	○研修会の実施や認定農業者への誘導などによる女性の地域リーダーの育成【農業経営課】
普及啓発	○香川県農業協同組合による女性の正組合員加入促進及び管理職等への登用の支援及び意識醸成【農政課】 ○県発注工事において、優良な施工を行った若年・女性建設技術者の顕彰の実施【土木監理課】
参画促進	○家族経営協定などのツールを活用した経営参画の促進【農業経営課】
支援	○漁協女性部等の活動支援【水産課】 ○女性医師・看護職員等の離職防止・就業支援のため、病院内保育所の運営への支援【医療政策課】 ○女性医師が働き続けることができるよう、就業・復職支援の啓発活動に対して支援【医療政策課】

Ⅱ－3－(4)テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

① 次代を担う科学技術人材育成のため、児童生徒が理工系分野への興味関心や知的探求心を一層高めるための取組みを推進し、自らの能力や興味に応じて進路や職業を選択できる環境づくりを進めます。【義務教育課、高校教育課】

② 理工系分野・デジタル分野への女性の参画を促進するとともに、デジタルスキルの習得やデジタル分野への就労等を通じた女性デジタル人材の育成を進めます。【男女参画・県民活動課】

③ ＡＩ等のテクノロジーの利活用が広がる中、安全性、公平性、人権尊重に配慮し、性別にかかわらず誰もがその恩恵を享受できるよう、デジタルリテラシーの向上など男女共同参画の視点を踏まえた安全･安心な利用を促進します。【男女参画･県民活動課】

施策	主な取組内容
教育・人材育成	○デジタル人材育成【男女参画・県民活動課】 ○科学の甲子園、科学の甲子園ジュニア等の実施【高校教育課】 ○探究・文理横断的な学びの推進【高校教育課】
普及啓発	○ＡＩやデジタル技術などの利活用に関するセミナーの実施【男女参画・県民活動課】

重点目標３の取組指標

指標	現状 【R7 年度】	目標 【R12 年度】
市町の審議会等に占める女性委員の割合	30.5%	40%以上
県の管理職に占める女性職員の割合	19.3%	22% （R11 年度）
県の課長補佐級職員に占める女性職員の割合	38.3%	40% （R11 年度）
管理職に占める女性教職員の割合 うち、 ①行政職等における女性管理職の割合 ②校長における女性教職員の割合 ③副校長・教頭における女性教職員の割合	33.5% ①26.7% ②28.6% ③37.1%	35% ①22% ②30% ③40% （R11）
女性認定農業者の新規認定数[累計]	50 人 （R3～7 年度）	40 人 （R9～12 年度）
香川県漁協女性部連合会の活動回数[累計]	88 回 （R3～7 年度）	90 回 （R9～12 年度）
デジタル人材育成事業の女性の受講者数	―	80 人

県民に期待すること

- 多様な主体の参画を尊重し、地域づくりに積極的にかかわること。
- 女性自らが社会参画能力の向上に努め、政策・方針決定過程に積極的に参画すること。

事業者に期待すること

- 経営状況や仕事の役割分担を定期的に見直し、仕事と生活の調和に配慮した営農活動を実践すること。
- 地域の先進事例を参考に、働きやすい就業条件や環境を整え、生活や地域を支える活動に積極的に参画すること。
- 女性が働きやすい作業環境や安全な職場環境の整備に努めること。
- それぞれの状況に応じた新しい働き方など、多様で柔軟な働き方を推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むこと。

市町に期待すること

- 多様な主体が参画する地域づくりを推進すること。
- 農業改良普及センター等との連携を深め、認定農業者制度等の活用を促進するとともに、女性の経営能力向上に向けた学習機会やネットワークづくりを支援すること。
- 市町の農林水産関係審議会等における女性委員の登用を促進し、政策・方針決定過程への女性の参画を拡大すること。

重点目標　4	ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現

■現状と課題

○　共働き世帯が増加する中、男女がともに仕事と育児や介護を両立できるよう、男性の家事・育児・介護への主体的な参画を促進するとともに男女双方の意識改革や職場における理解を進め、共働き・共育てを実現してくことが必要です。

○　働く事を希望する全ての人が、仕事と家事、育児、介護との両立をしながら働き続け、その能力を十分に発揮することができる環境を整備することが重要です。このため、社会全体で働き方の見直しを促進し、安心して働き続けられるよう、仕事と家庭等との両立ができる社会づくりに向けた男女双方の意識改革・理解の促進が必要です。【労働政策課】

○　介護支援専門員の法定研修等では、家族の生活状況や介護負担を踏まえたアセスメント、家族支援、社会資源の活用、多職種連携等が扱われており、仕事と介護の両立支援につながる知識・技能の習得を図っています。家族の生活状況等ニーズが多様化する中、介護離職防止の観点からも、介護休業・介護休暇等の労働関係制度等を踏まえたケアプラン作成に関する知識･技能の継続的な習得･向上に努める必要があります。【長寿社会対策課】

○　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保は、働きたい人が性別にかかわらず活躍できる社会を実現するために重要です。このため、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）等の関係法令がより確実に遵守・定着されるために、その内容や制度について、幅広く広報啓発に努めることが必要です。【労働政策課】

○　職場におけるハラスメントは、人権にかかわる許されない行為であるだけでなく、労働者の能力の発揮の妨げにもなることから、ハラスメントのない職場づくりを進めていくことが重要となっています。全ての労働者が安心して就業を継続できるようにするため、性別を理由とする差別的取扱いや、職場や就職活動におけるハラスメントの防止、カスタマーハラスメントの対策など、労働者が安心して働くことのできる雇用環境を整備することが必要です。【労働政策課】

○　子育て家庭が安心して働くためには、質の高い幼児教育・保育の提供体制を確保する必要があります。、保育現場では保育士の人材不足が続いており、共働き世帯による保育ニーズの増加や国の新たな制度に対応するためにも、更なる保育人材の確保が必要とされています。【子ども政策課】

○　核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育て家庭の孤立化が進み、気軽に相談できる相手が身近にいないなど、子育てに対して不安や悩み、孤立感を感じている保護者への対応が必要となっています。このため、多様化する子育て家庭のニーズを踏まえ、地域・社会全体で子育てを応援する気運を高めながら、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境づくりを進めることが必要です。【子ども政策課】【医療政策課】

○　本県における女性の就業状況は、いわゆるＭ字カーブは解消しつつあるものの、育児をしている女性の就業率や管理的職業職に占める女性の割合は、上位県と比較して低い状況にあり、働く場において女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況をです。このため、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現でき、その能力を十分に発揮することができる環境を整備することが重要です。【労働政策課】

○　国においても、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）の有効期限を令和 18 年３月 31 日まで 10 年間延長するとともに、男女間賃金差異と女性管理職比率の公表義務の強化などの見直しを行い、更なる女性活躍を推進することとしています。働く女性が、その個性と能力が十分に発揮できるよう、能力向上のための支援を図るほか、企業の積極的な取組みを促すとともに、働くことを希望する女性の継続就業や再就職に対し支援を行うなど、希望に応じた多様な働き方が実現できる雇用環境等の整備が必要です。【労働政策課】

○　本県における年間総実労働時間は、近年、増加傾向にあり、全国平均に比べて長いことから、望まない長時間労働の是正など働き方改革を更に推進し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは、人々の健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域活動などを通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護を含め、家族が安心して暮らし、責任を果たしていくうえで重要なことです。企業にとっても、働きたい人が安心して働き続けられ、その能力を十分に発揮できる環境づくりを推進することは、人材の確保、生産性の向上につながり、経済社会の持続可能な発展のためにも重要なことです。このため、一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むとともに、社会全体で働き方の見直しを促進し、個々の事情やライフステージに対応した多様で柔軟は働き方を選択できる雇用環境づくりや、多様な人材が安全・安心に活躍できる職場環境づくりが必要です。【労働政策課】

重点目標	施策の方向
Ⅱ―４ ライフステージに応じてすべての人が希望する働き方を選択できる社会の実現	Ⅱ－４－(1) 共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児・介護の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進
	Ⅱ－４－(2) 労働者が安心して働ける環境づくりの推進
	Ⅱ－４－(3) 多様な働き方の普及と働きやすい環境の整備

施策の方向

Ⅱ－4－(1)　共働き・共育ての実現に向けた仕事と育児・介護の両立支援、男女双方の意識改革・理解促進

① 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消に向け、幅広い世代への啓発を行い、男女双方が家事・育児・介護等を担いながら、希望する働き方や生き方を実現できる意識の醸成を図ります。【男女参画・県民活動課】

② 「育児休業､介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。）の趣旨の周知を図り、法がより確実に遵守され定着するよう努めます。【労働政策課】

③ 出産や子育て期を含め女性が就業を継続できるよう、また男女がともに仕事と家事、育児、介護との両立を図ることができるよう、企業等への助言による働きかけや優良事例の情報発信等を通じて、企業経営者・管理職を含めた職場の意識改革や、職場環境の整備などを促進します。【労働政策課】

④ すべての男性が家事、育児、介護に参画できるよう、男性自身の意識だけでなく、周囲の意識改革のための広報啓発などを行います。【労働政策課】

⑤ 商工業に従事する女性のネットワークの構築や経営能力の向上を図るため、商工団体が取り組む研修会の開催などを支援します。【経営支援課】

⑥ 県内で新たな事業を開始する際に、必要な設備・運転資金の融資を実施します。【経営支援課】

⑦ 介護支援専門員法定研修のカリキュラムに合わせた家族の生活状況や介護負担を踏まえたアセスメント、家族支援、社会資源の活用、多職種連携等に関する知識・技能の習得に係る研修を継続します。【長寿社会対策課】

⑧ 行政や企業、ＮＰＯ法人をはじめとした関係団体による地域における子育て支援のネットワークづくりを進めるなど、地域全体、社会全体で子育て支援に取り組みます。【子ども政策課】

⑨ 子どもの急な発病やケガの際にも安心感をもって対処できるようにするため、また、限られた救急医療資源を適切に活用するため、小児救急相談を 24 時間体制で実施します。【医療政策課】

施策	主な取組内容
教育・人材育成	○介護支援専門員への研修の実施【長寿社会対策課】
普及啓発	○男女双方が家事・育児・介護等を担いながら、希望する働き方や生き方を実現できる意識の醸成【男女参画・県民活動課】 ○仕事と育児・介護の両立支援に関する企業支援、情報提供、広報啓発【労働政策課】 ○子育て支援に取り組む企業・団体等の顕彰【子ども政策課】 ○県職員と教職員の意識改革、環境整備、業務の合理化の推進【人事課】【教委総務課】
環境・体制整備	○障害児療養体制の充実【障害福祉課】 ○小児救急電話相談の実施【医療政策課】
相談・情報提供	○子育て家庭への相談・情報提供【子ども政策課】
支援	○商工業に従事する女性のネットワークの構築や経営能力の向上を図るための研修会の開催などへ支援【経営支援課】 ○創業のための資金の融資等の実施【経営支援課】

Ⅱ－4－(2) 労働者が安心して働ける環境づくりの推進

① 国に対して公定価格の引き上げによる保育士等の処遇改善を要望するとともに、香川県保育士人材バンクを活用し、保育資格を持っているものの就業していないいわゆる潜在保育士の復職支援や、保育現場の業務負担軽減を図ることにより、保育人材の確保を支援します。【子ども政策課】

② 子どもが病気の際に、保育所や医療機関等において一時的に保育を行うことにより、子どもが安全にケアを受けながら、安心して過ごせる病児・病後児保育事業について、市町や施設の取組みを支援します。【子ども政策課】

③ 昼間保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図るため、市町による放課後児童クラブの施設整備を促進するとともに、放課後児童支援員の資質向上研修を実施することで、放課後児童クラブの取組みを支援します。【子ども政策課】

④ 子育て家庭が孤立しないよう、子育てに関する相談や情報提供、交流の場の提供ができる「かがわ子育てステーション」を県内に広めます。【子ども政策課】

⑤ 子育て親子の交流の場を提供し、子育ての不安・悩みの相談・援助を行う地域子育て支援拠点事業や、地域の子育て情報の提供等を行う利用者支援事業の周知を図るなど、市町や施設の取組みを支援します。【子ども政策課】

⑥ 乳幼児の一時預かりや送迎等を支援するファミリー・サポート・センターなど、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭や子どもを対象として、地域の実情に応じた多様かつ総合的な子育て支援を、量・質両面にわたり充実させます。【子ども政策課】

⑦ 男女雇用機会均等法の趣旨の周知を図り、法がより確実に遵守され定着するよう努めます。【労働政策課】

⑧ 企業経営者や管理職、労働者の意識改革を促進するなど、働く意欲のあるすべての人が働きやすい職場環境づくりに努めます。【労働政策課】

⑨ 労働者が安心して働ける環境づくりに向け、労働相談の充実や、労働関係法令等を事業主が遵守できるよう広報啓発を行うことにより、労働者の労働条件や健康課題への対応も含めた職場環境の改善、ハラスメントの防止等に努めます。【労働政策課】

⑩ 「労働基準法」や「労働安全衛生法」ならびに「男女雇用機会均等法」の労働者の健康管理に関する規定を事業主が遵守するよう、広報・啓発に努めます。【労働政策課】

施策	主な取組内容
普及啓発	○「かがわ子育てステーション」の普及啓発【子ども政策課】 ○男女雇用機会均等法の周知【労働政策課】 ○企業経営者や管理職、労働者の意識改革を促進するなど、働く意欲のあるすべての人が働きやすい職場環境づくりに向けた職場環境の改善、ハラスメントの防止等の広報・啓発【労働政策課】 ○労働者の健康管理対策の推進のための関係法令等の広報・啓発【労働政策課】
環境・体制整備	○保育人材の確保【子ども政策課】 ○保育所・認定こども園・幼稚園における地域子育て支援の充実【義務教育課】 ○病児病後児保育の充実【子ども政策課】 ○医師、看護師、医療従事者等の仕事と生活の調和の確保【医療政策課】 ○放課後児童クラブの設置促進【子ども政策課】 ○放課後子供教室の推進【生涯学習・文化財課】 ○ファミリーサポートセンターの充実【子ども政策課】 ○労働相談窓口の設置【労働政策課】

Ⅱ－4－(3) 多様な働き方の普及と働きやすい環境の整備

① 「女性活躍推進法」の趣旨の周知を図るとともに、同法に基づく推進計画を策定し、推進計画に沿った事業を実施することにより、「女性活躍推進法」が確実に順守され定着するよう努めます。【労働政策課】

② 女性の職業能力が一層発揮できる環境づくりに向け、企業経営者や管理職、男性労働者、女性労働者等の意識改革および支援に努めます。【労働政策課】

③ 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」および「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の周知を図り、法がより確実に遵守され定着するよう努めます。【労働政策課】

④ 長時間労働などを前提とした従来の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むことの必要性や意義などについて、関係機関と連携を図りながら、広報啓発に努めます。【労働政策課】

⑤ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業等への助言による働きかけや優良事例の情報発信、関連する法律の周知・啓発等を通じて、職場の意識改革や、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進する企業等の取り組みを支援します。【労働政策課】

⑥ 退職した女性の再就職の機会を確保するため、県立高等技術学校に、再就職を希望する女性のニーズにも対応した訓練科目を設けるなどの支援を行います。【労働政策課】

⑦ かがわ女性・高齢者等就職支援センターにおいて、現在職についていない女性等への就職相談やキャリアカウンセリング、短期の職場実習等を実施し、新規就業につながるよう支援します。【労働政策課】

施策	主な取組内容
普及啓発	○働く女性の活躍推進に関する企業への情報提供、広報啓発【労働政策課】 ○働き方改革や多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業への情報提供、広報啓発【労働政策課】
支援	○働く女性の活躍推進に関する企業への支援の実施【労働政策課】 ○働き方改革や多様で柔軟な働き方の実現に向けた企業への支援の実施【労働政策課】 ○県立高等技術学校における職業訓練の実施【労働政策課】 ○かがわ女性・高齢者等就職支援センターにおける現在職についていない女性等への就労支援【労働政策課】

重点目標４における取組指標

指標	現状 【R7 年度】	目標 【R12 年度】
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出数(常勤雇用者数 100 人以下の企業)	204 社	現状を 15%上回る
知事部局等における男性職員の育児休業(１か月以上)取得率	68.8%	95%以上 (R11 年度)
知事部局等における男性職員の育児休業(３か月以上)取得率	32.5%	50%以上 (R11 年度)
かがわ子育てステーションの登録数	243 施設	263 施設

県民に期待すること

- 仕事と育児・介護を両立し、誰もが家庭や地域で役割を果たせるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組むこと。
- 女性の就業継続や活躍推進への理解を深めること。
- 介護の悩みについて、介護支援専門員などの相談機関を積極的に活用すること。
- 子どもの活動や健やかな育ちを支援したり、子どもの見守り活動に参加したりするなど、それぞれの関係者と連携して、あたたかな目で子どもと子育て家庭を応援しはぐくむこと。

事業者に期待すること

- 育児・介護休業法等を遵守し、育児・介護休業や休暇を取得しやすく、仕事と生活を両立できる職場環境を整えること。
- 男女雇用機会均等法等を遵守し、募集・採用、配置、昇進等における差別をなくすこと。
- ハラスメント防止や健康管理、女性がライフステージに応じて働き続けられる環境づくりを進めること。
- 多様で柔軟な働き方を推進すること。
- 質の高い保育・子育て支援サービスを提供し、地域全体で子育て家庭を支えること。

市町に期待すること

- 育児・介護との両立、男女の均等な機会・待遇、女性活躍、ハラスメント防止等に関する法令や制度の周知を図ること。
- 税金や資金調達等に関する起業セミナーの開催や、起業の障壁を取り除くための支援を行うこと。
- 地域包括支援センター等において、介護を必要とする家族からの相談に対応すること。
- 地域のニーズを踏まえ、就学前の教育・保育や子育て支援の量・質を確保し、関係者と連携して子育て家庭を地域全体で支援すること。
- 働き方改革や多様で柔軟な働き方、労働者の健康管理に関する広報・啓発や情報提供を行うこと。

■ 基本目標　Ⅲ　安全・安心に暮らせる社会の実現

大規模災害等の非常時には、平常時における社会の課題が顕在化することが指摘されており、男女共同参画の視点からの災害対応は、災害に強い社会の実現にとって不可欠なものであるため、男女共同参画の視点を取り入れた体制を確立していきます。

また、あらゆる暴力を容認しない社会の実現に向け、暴力の予防と被害からの心身の回復のための取組みや、自立に向けた支援等を関係機関が連携して推進します。

さらに、人生 100 年時代を見据え、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、生涯を通じて健康を保持・増進できるよう、ライフステージに応じた健康支援を推進するとともに、生活上の困難を抱える人のへの支援に取り組みます。

基本目標Ⅲにおける目標指標

指標	現状 【R8 年度】	目標 【R12 年度】
地域女性防災リーダーの養成数	―	100 人
パートナー（配偶者、事実婚の相手、交際相手など）から暴力を受けたことのある人の割合	15.3%	0％

重点目標　　5　　防災における男女共同参画の推進

■現状と課題

○　災害時には、平常時の社会における課題が一層顕著に現れることが指摘されています。性別、年齢、障害の有無、家族構成などさまざまな社会的状況によって災害から受ける影響や必要となる支援は異なることから、男女共同参画の視点から防災・減災、被災者支援等を進めることが重要です。【男女、危機管理課】

○　過去の災害では、女性が救助・救援、医療、復旧・復興等で重要な役割を果たした一方、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分でなく、避難所において衛生用品などの生活必需品が不足したり、授乳や着替えをする場所がなかったり、食事の用意が女性に集中するといった性別による固定的な役割分担などの課題も明らかになりました。【男女、危機管理課】

○　防災の分野における政策・方針決定過程や地域防災活動、避難所運営等への女性の参画を進め、多様な視点を反映するとともに、地域防災計画や各種マニュアル等に男女共同参画の視点を明確に位置付ける必要があります。【男女、危機管理課】

○　男女では災害から受ける影響や困りごとが異なるため、その違いに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施するとともに、平常時から男女共同参画の視点を持って地域防災を担う人材を育成し、防災現場での男女共同参画の推進を行うことが求められています。【男女、危機管理課】

重点目標	施策の方向
Ⅲ－５ 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進	Ⅲ－５－(1) 防災分野における男女共同参画の視点の強化
	Ⅲ－５－(2) 防災の現場における男女共同参画の推進

施策の方向

Ⅲ－5－(1)防災分野における男女共同参画の視点の強化

① 県の防災会議における女性の参画を進めるとともに、市町に対しても、防災会議委員への女性の登用を推進するよう働きかけます。【男女参画・県民活動課、危機管理課】
② 地域防災計画、避難所運営マニュアル等の各種計画・マニュアルに、男女共同参画の視点を明確に位置付けます。【男女参画・県民活動課、危機管理課】
③ 発災時に男女共同参画の視点をもって活動できる女性地域防災人材を養成します。
④ 男女共同参画の視点に立った防災活動が県内各地域で進められるよう、先進事例等の情報収集・提供を行うとともに、市町や関係機関等と連携した研修や普及啓発を実施します。【男女参画・県民活動課、危機管理課】

施策	主な取組内容
教育・人材育成	○地域の防災を担う女性人材等の養成【男女参画･県民活動課、危機管理課】
普及啓発	○男女共同参画の視点に立った防災に関する先進的な取組事例等の情報収集、普及啓発【男女参画・県民活動課、危機管理課】
参画促進	○県防災会議における女性委員の登用促進【男女参画･県民活動課、危機管理課】
	○市町の防災会議における女性委員の登用促進【男女参画・県民活動課、危機管理課】
環境・体制整備	○各種計画、マニュアル等への男女共同参画の視点の反【男女参画･県民活動課、危機管理課】

Ⅲ－5－(2)防災の現場における男女共同参画の推進

① 防災の現場での男女共同参画を推進するため、女性の自主防災組織や消防団への加入促進を図ります。【男女参画・県民活動課、危機管理課】
② 避難所運営に男女両方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営がなされるよう努めます。【男女参画・県民活動課】
③ 発災時に男女共同参画の視点から避難所運営等の災害対応が実施されるように、平常時から防災ハンドブックを活用した研修等を実施して意識醸成を図ります。【男女参画・県民活動課】
④ 防災分野の人材育成に当たっては、自主防災組織、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会等が実施する研修や訓練等を通じて、男女共同参画の視点からの災害対応に関する知識を普及するとともに、地域の防災を担う女性リーダー等の養成を行います。【男女参画・県民活動課、危機管理課】
⑤ 女性地域防災リーダーが市町や自主防災組織等と連携して活動できるように支援します。【男女参画・県民活動課】

施策	主な取組内容
普及啓発	○災害時に女性が必要とする情報の発信【男女参画・県民活動課】
	○ふらっとぴあ香川で作成する防災ハンドブック等を活用した普及啓発【男女、危機管理課】
参画促進	○自主防災組織や消防団への女性の加入促進【男女参画・県民活動課、危機管理課】
環境・体制整備	○避難所運営への男女共同参画の視点の反映【男女参画・県民活動課、危機管理課】

重点目標５における取組指標

指標	現状 【R7 年度】	目標 【R12 年度】
県防災会議の女性委員比率	27.4%	30%
市町の防災会議の女性委員比率	17.6%	30%
防災ハンドブックを活用して、訓練・研修を実施した市町数	―	17 市町

県民に期待すること

- 女性自身が防災意識を高め、防災に関する意思決定の場に積極的に参画するとともに、自主防災組織や消防団に加入すること。
- 避難所運営に男女共同参画の視点を反映するため、男女双方がリーダーとして参画すること。
- 身近な地域で開催される防災研修会や防災活動に積極的に参加すること。

事業者に期待すること

- 防災への取組における意思決定過程への女性の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点に立った配慮すること。

市町に期待すること

- 地域防災計画や避難所運営等の災害対応マニュアルに、男女共同参画の視点を明確に位置付けること。
- 市町の防災会議における女性委員の登用を推進し、女性の参画を拡大すること。
- 女性の自主防災組織や消防団への加入を促進する。
- 避難所運営に男女双方がリーダーとして参画し、男女共同参画の視点に立った運営を行うこと。
- 男女共同参画の視点に立った地域防災活動を推進するため、地域の防災を担う女性リーダー等を養成すること。

重点目標　６　あらゆる暴力の根絶とすべての人が安心して暮らせる環境の整備

■現状と課題

○　配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春やセクシャルハラスメント等の暴力は、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。あらゆる暴力の予防と被害からの心身の回復のための取組みや自立に向けた支援等を推進し、暴力の根絶を図ることは男女共同参画社会を形成していくうえ、克服すべき重要な課題です。【男女参画・県民活動課】

○　暴力の形態によっては、外部からの発見が困難であるほか、被害者が相談をしたり届け出ることに抵抗を感じる場合があるなど、潜在化しやすく、被害が深刻化しやすいという場合があります。このほか、子ども、高齢者、障害者、外国人などはそれぞれ異なる背景事情や影響を有しており、被害者の支援に当たっては、さまざまな困難を伴うものとなっていることにも充分配慮し、暴力の形態や被害者に応じてきめ細かく対応することが必要です。【子ども家庭課、警察本部】

○　性犯罪・性暴力は、年齢や性別等にかかわらず、被害者の心身に長期にわたり重大な影響を及ぼします。「同意のない性的な行為は性暴力である」との認識を社会全体で共有し、子どもや若者を含めた幅広い世代への予防啓発、相談・支援体制の充実、適正な捜査･取締り等を進める必要があります。【男女、くらし安全安心課、子ども家庭課、警察本部】

○　SNS やオンラインゲームなどのインターネット利用を通じて、少年が犯罪被害（児童買春・児童ポルノ、不適切な画像の送信を求められる「自画撮り被害」、未成年者誘拐など）に巻き込まれる事案が発生しています。県内の少年非行は中長期的に減少傾向にあったものの、近年では刑法犯少年の検挙・補導人員が増加・横ばいで推移しています。【子ども政策課・子ども家庭課】児童生徒が被害者にも加害者にもならないための取組みが重要であり、児童生徒が自ら危険を判断し、適切に行動できる力を身につけられるよう、生命の安全教育や情報モラル教育、保護者への啓発等を進める必要があります。【義務教育課】

○　少子高齢化や単身世帯の増加、家族形態の変化、地域活動への参加者の減少などにより、地域における人と人とのつながりが希薄化する中で、経済的な困難や健康上の問題、家族関係の変化などの課題を抱えながらも、身近に相談できる人がいない、必要な支援につながりにくいなど、社会的に孤立するおそれのある人がいます。こうした状況に対応するため、日常的な声掛けや見守りを通じて、生活上の変化や困りごとを早期に把握し、必要な支援につなげることが必要です。【保健福祉総務課】

○　男性と比較して、女性は、就業率が低く非正規雇用率が高いなど、貧困等の生活困窮状態に陥りがちな傾向があり、生活面と就労面の両方からの支援が必要になっています。さらに、貧困等の世代間連鎖を断ち切るためにも、生活困窮世帯の子どもへの教育支援等、個人のさまざまな生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。【保健福祉総務課】

○　障害のある方が、身近な地域で暮らしていくため、就業面と生活面の双方から一体的かつ効果的な支援が必要です。また、就職後も、定着支援が必要であり、継続した支援が求められています。【障害福祉課】

○　全国のこどもの貧困率は 11%で、約９人に１人のこどもが、平均的な生活水準の半分以下で暮らしているとされており、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る支援が必要です。さまざまな困難を抱えていることから、総合的な支援を推進する必要があります。【子ども政策課・子ども家庭課】

○　社会経済のグローバル化により、国際的に人、モノ、情報の交流が活発化する中、アジア各国をはじめ多くの国から留学生や技能実習生などの入国が増加しており、香川県における在留外国人数も増加傾向が続いています。このような中、県内で暮らす外国人は言葉や文化・習慣などの違いから、生活するうえでさまざまな問題に直面しており、外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、ともにいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる多文化共生社会の実現に向けた取組みを進め、香川で暮らす外国人と日本人との相互理解を促進することが必要です。【国際課】

重点目標	施策の方向
Ⅲ－６ あらゆる暴力の根絶とすべての人が安心して暮らせる環境の整備	Ⅲ－６－(1) あらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化
	Ⅲ－６－(2) 性犯罪・性暴力等の根絶に向けた対策の推進
	Ⅲ－６－(3) 貧困など生活上の困難に直面する人や、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策の方向

Ⅲ－6－(1)あらゆる暴力の予防と被害者支援の基盤強化

① 配偶者等からの暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等のあらゆる暴力が重大な人権侵害であるとの認識を社会全体で共有し、暴力を容認しない意識の醸成と被害者自身がその被害に気づき、必要なときに相談や支援につながることができるよう、正しい理解の促進や相談窓口の周知を図るとともに、暴力根絶に向けて関係機関の連携強化と総合的対策に努めます。【男女参画・県民活動課】

② あらゆる暴力は重大な人権侵害であるとの認識の下、暴力のない人権尊重社会の実現に向けて、「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発を推進します。【人権・同和政策課】

③ 「香川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復および軽減を図り、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会の実現に努めます。【くらし安全安心課】

④ 配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという意識啓発を行うとともに、若年層を対象とした予防教育啓発に取り組みます。【子ども家庭課】

⑤ 被害者からの相談に適切に対応できるよう、相談、カウンセリング体制の充実を図るとともに、被害者の心身の回復など効果的な被害者支援を推進します。【子ども家庭課】

⑥ 配偶者からの暴力と児童虐待が同時に発生していることもあることから、各対応機関の連携・協力を推進し、対応強化を図ります。【子ども家庭課】

⑦ 被害者の緊急一時保護や自立支援などの保護･支援体制の充実強化を図ります。また、県と市町の連携を核としつつ、民間シェルターなど広範な関係機関の参加と連携協力のもと、保護から自立に至る各段階にわたり、被害者の意思を尊重した切れ目のない支援を行います。【子ども家庭課】

⑧ 県営住宅へのＤＶ被害者の入居に配慮します。【住宅課】

⑨ 香川県居住支援協議会や居住支援法人等と連携して、適切な情報提供や入居のための相談など DV 被害者や犯罪被害者の居住の安定を図るための幅広い居住支援を行うサポート体制を整備します。【住宅課】

⑩ 被害者の意思や事案の危険性と切迫性を踏まえ、加害者の検挙や警告・指導など厳正な対処を行い、被害の発生を防止します。

施策	主な取組内容
教育・人材育成	○若年層を対象とした予防教育【子ども家庭課】 ○職員研修の充実【子ども家庭課】
普及啓発	○「女性に対する暴力をなくす運動」の推進【男女参画・県民活動課】 ○「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」の施策の推進、「人権週間」などを通じた意識啓発（再掲）【人権・同和政策課】 ○DV 等に関する広報・啓発、若年層への予防教育【子ども家庭課】 ○「香川県犯罪被害者等支援条例」に基づく施策の推進、「犯罪被害を考える月間」等による広報啓発【くらし安全安心課】 ○女性への防犯指導【警察本部】 ○自治体、民間団体との連携による女性を守る施策の推進
環境・体制整備	○かがわ被害者支援センターにおける相談体制の充実【男女参画・県民活動課】 ○子ども女性相談センターにおける相談体制・一時保護体制の充実【子ども家庭課】 ○配偶者等からの暴力への対応と児童虐待対応の連携強化【子ども家庭課】 ○民間シェルター等と連携した緊急保護・一時保護【子ども家庭課】 ○広域連携による保護【子ども家庭課】 ○被害者の自立と地域生活定着支援の充実【子ども家庭課】 ○人権に関する悩みごとについて、電話又は面接で相談ができる人権相談窓口の設置【人権・同和政策課】 ○犯罪の防止に配慮した安全、安心まちづくり【警察本部】 ○ハートフルライン（性犯罪被害専用相談電話）による相談活動の推進【警察本部】 ○関係機関・団体との連携の促進【警察本部】 ○法制度の的確な運用と周知および各種支援制度の周知【警察本部】 ○女性警察官の採用・登用の拡大【警察本部】 ○犯罪被害者等のニーズに合わせた支援及び関係機関・団体との連携【くらし安全安心課】
相談・情報提供	○保護命令制度等に関する情報提供【子ども家庭課】
支援	○県営住宅への DV 被害者の優先入居等【住宅課】 ○居住支援協議会、居住支援法人等と連携した居住支援【住宅課】

Ⅲ－6－(2)性犯罪・性暴力等の根絶に向けた対策の推進

① 性暴力被害者支援センター「オリーブかがわ」において、被害直後から電話や面接相談、産婦人科等医療や心理カウンセリングなど総合的な支援を可能な限り一箇所で提供することにより、被害者等の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ります。【男女参画・県民活動課】

② 犯罪被害者等への対策の推進に当たっては、市町に設置している総合的対応窓口の担当者等に対する研修会を開催し、犯罪被害者等の心情に関する情報の共有を図り、窓口担当者等が犯罪被害者等の心情に配意した適切な情報提供が行われるよう支援活動の強化に努めます。【くらし安全安心課】

③ 国や市町等と連携して各種措置の周知徹底と運用の定着を図り、関係機関や事業者において法に基づく取組みが円滑かつ確実に実施されるよう、適切な法律の執行が可能となる環境の整備を推進します。【子ども政策課・子ども家庭課】

④ インターネットやＳＮＳに関する正しい知識の普及やフィルタリングサービスの利用推進など、保護者に対する啓発を推進します。【子ども政策課、子ども家庭課、生涯学習・文化財課】
⑤ 被害を受けた子ども、女性等に対して、プライバシーに十分配慮したうえで関係機関と連携し、相談、心理療法、一時保護など、心身の状況に応じた適切な対応を図ります。【子ども政策課・子ども家庭課】
⑥ 労働者が安心して働ける環境づくりに向け、企業等に対しセクシュアルハラスメント防止のための広報啓発やセクシャルハラスメントの相談に対し、助言や情報提供に努めます。【労働政策課】
⑦ 情報モラルの指導やメディアリテラシー教育の充実に努めます。【高校教育課】
⑧ 被害者が、相談をしたり届け出ることに抵抗を感じ、被害が潜在化、深刻化することを防ぐため、各種機会や広報媒体等を活用して相談窓口の更なる周知を図るとともにストーカー対策の広報を推進する【広聴被害者支援課】
⑨ 登下校時や夜間の「ながら見守り」の呼びかけ、通学路や公共空間の安全確保。女性や若年層に対する広報啓発活動【生活安全企画課】
⑩ ストーカー行為者の検挙や警告、禁止命令などの行政措置を行います。【人身・安全少年課】
⑪ 相談体制の整備、関係機関との緊密な連携による被害者支援や被害者の立場に立った保護対策を充実するとともにストーカー対策の広報を推進します。【人身･安全少年課】
⑫ 売春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用と取締りの強化を行います。【生活安全捜査課】
⑬ 人身取引の根絶に向けて取締りを強化するとともに、関係機関が連携して被害者の保護、支援に努めます。【生活安全捜査課】
⑭ 児童生徒に対し、発達段階に応じて「生命の安全教育」等を行うことを通して、自分と相手の心身を大切にし、互いの人格や意思を尊重する心情や態度を養い、児童生徒を性犯罪・性暴力の被害者にも加害者にも傍観者にもさせないための未然防止に向けた取組みを推進します。
⑮ 性犯罪被害者の心情に配慮した適正な捜査及び被害者支援の推進を図るため、各警察署等において性犯罪捜査に関する高度な知見を有する性犯罪指定捜査員を男女双方から指定・配置して、被害者の希望等に応じた柔軟な運用に努めます。また、性犯罪の潜在化を防ぐため、性犯罪被害者専用相談電話の設置や女性警察官の配置による相談環境の整備を進めるとともに、ワンストップ支援センターと連携し、被害届の提出を迷う段階でも証拠を事前採取、保管する仕組みや医療費等の公費負担制度を推進し、二次被害防止と手厚い被害者支援を通じた安心できる被害申告体制の構築に努めます。【捜査第一課】

施策	主な取組内容
教育・人材育成	○子どもを性暴力の当事者にしないための「生命の安全教育」の推進【義務教育課・高校教育課】 ○保護者に対する啓発活動を行う（ネット）指導員の養成や資質の向上【義務教育課・高校教育課】 ○命の大切さについての「いのちのせんせい（助産師や介護福祉士等）」による出前事業の実施【義務教育課・高校教育課】 ○フィルタリングサービスの利用促進など保護者に対する啓発【義務教育課・高校教育課】 ○子どもに対する情報モラルに関する指導「13 歳の自律教室」「非行防止教室」等の出前授業の実施【義務教育課・高校教育課】 ○フィルタリング設定等の活用を促進するワークショップの開催や学習素材を作成【生涯学習・文化財課】 ○情報モラルに関する指導【義務教育課・高校教育課】 ○子どもに対する心身の機能の発達と心の健康についての指導【保健体育課】 ○職員研修の充実（再掲）【子ども家庭課】
普及啓発	○性暴力、性犯罪を含めた犯罪防止のための、広報・啓発の推進【男女参画・県民活動課、警察本部】 ○性犯罪・性暴力被害者等に対する相談窓口の周知・啓発【男女参画・県民活動課】 ○法制度の的確な運用と周知および各種支援制度の周知【警察本部】 ○職場・求職活動におけるセクシュアルハラスメント防止のための広報・啓発【労働政策課】
環境・体制整備	○「オリーブかがわ」の相談体制の充実【男女参画・県民活動課】 ○被害女性等に対する支援の推進【男女参画・県民活動課】 ○自治体、民間団体との連携による子どもや女性を守る施策の推進【子ども家庭課】 ○関係機関・団体との連携の促進【警察本部】 ○ボランティア、自治体との連携による施策の推進【警察本部】 ○子ども女性相談センターにおける相談体制・一時保護体制の充実（再掲） ○こども性暴力防止法で定められている安全確保措置・情報管理措置の適切な周知運用【子ども家庭課】 ○学校・警察相互連絡制度に関する協定書に基づく情報共有 ○香川県被害者支援連絡協議会など関係機関・団体との連携【警察本部】 ○警察安全相談、ハートフルライン（性犯罪被害相談電話）の窓口の周知及び利用促進【警察本部】
	○性犯罪を含めた犯罪被害者等のニーズに合わせた関係機関・団体と連携した支援【警察本部】 ○ストーカー対策の広報の推進【警察本部】 ○ストーカー事案等への厳正な対応【警察本部】 ○警察、子ども女性相談センター、教育委員会など関係機関の連携強化【警察本部】 ○「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」など関係法令による取締りの強化【警察本部】 ○児童買春・児童ポルノ、人身取引等の取締り【警察本部】

環境・体制整備	○「売春防止法」など関係法令による取締りの強化【警察本部】 ○犯罪捜査の強化【警察本部】 ○性犯罪指定捜査員制度の効果的運用【警察本部】 ○性犯罪捜査を行う女性警察官の充実【警察本部】 ○刑法など関係法令の厳正な運用と適正で強力な捜査の推進【警察本部】 ○性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査員の能力の向上【警察本部】 ○性犯罪の潜在化防止に向けた取組み【警察本部】
支援	○子ども女性相談センターの心理担当職員による心のケア【子ども家庭課】

Ⅲ－6－(3)貧困など生活上の困難に直面する人や、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

① 「生活困窮者自立支援法」に基づき、就労・居住の支援その他自立に関する問題について、生活困窮者からの相談に応じて必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じ、個別プランを作成し、就労準備支援や家計改善支援などの包括的・継続的支援を行います。【保健福祉総務課】

② 本人のニーズに合ったきめ細かな就労支援や、県立高等技術学校における職業訓練を実施し、安定した就職につなげます。【労働政策課】

③ ひとり親家庭に対し、経済面や子育て・生活面、就労、こどもへの学習に係る支援を行うとともに、相談体制の強化や、離婚時に取り決めた父母との交流や養育費の支払いの確保に向けた取組みを推進します。【子ども政策課・子ども家庭課】

④ 住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的とした県営の公営住宅への、高齢者世帯や障害者世帯などの優先的な入居を図ります。【住宅課】

⑤ 香川県居住支援協議会や居住支援法人等と連携して、適切な情報提供や入居のための相談等、低額所得者や高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を図るための幅広い居住支援を行うサポート体制を整備します。【住宅課】

⑥ 高齢者・障害者・外国人等の就業機会の確保を図り、生きがいを持って社会参加できるよう、地域に密着したさまざまな就業機会の確保を図ります。【労働政策課】

⑦ 高齢者や障害者にも利用しやすいという点に配慮して、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。【保健福祉総務課】

⑧ 家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないように、生活困窮世帯等の子どもへの学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施します。【保健福祉総務課】

⑨ 住民の立場に立って相談・援助活動を行う民生委員が、複雑・多様化する地域課題に対応できるよう、経験年数と役割に応じた実践的な研修の充実に努めます。さらに、民生委員活動で支援や見守りが円滑に行えるよう、市町などの関係機関とのきめ細やかな連絡体制づくりに努めます。【保健福祉総務課】

⑩ 障害者就業・生活支援センターの活動の充実を図り、障害者に就業面と生活面の双方から一体的かつ効果的なサポートを行うことにより企業等への就労を促進し、職場での定着が図れるよう支援します。【障害福祉課】

⑪ ひきこもり地域支援センター等における相談支援のほか、早期に相談につながるように、ひきこもりに関する相談窓口や支援情報の普及啓発に努めます。【障害福祉課】

⑫ 地域におけるこどもの居場所となるこども食堂などの安定的な運営に向け、市町や関係機関と連携し、ネットワーク化をはじめとした活動支援を行います。【子ども政策課・子ども家庭課】

⑬ 女性であること、性的少数者（ＬＧＢＴ）、部落差別（同和問題）に関することなど、複数の属性が組み合わさり、更に複合的な困難を抱えることがあることに留意し、人権問題についての正しい理解を深め、社会全体が差別のない、多様性を尊重する環境

づくりに資するよう、「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発を推進します。【人権・同和政策課】

⑭ 異なる文化や価値観を有する日本人住民と外国人住民が、地域の一員として、互いの文化や生活習慣などを尊重し、対等な関係を築きながら共生していけるよう、意識啓発を行います。【国際課】

⑮ 日本語や日本社会についての知識や理解が十分でない外国人住民が安心して生活できるよう、行政機関や各種団体、企業などと連携しながら、外国人住民のコミュニケーション支援に取り組みます。【国際課】

⑯ 外国人からの相談に適切に対応できるよう相談体制の充実を図ります。【国際課】

⑰ 学校、家庭、地域、福祉関係機関等の連携を強化し、生活困窮世帯等の子どもが安心して学び、将来への希望を持てるよう、スクールソーシャルワーカーを活用した支援を推進するとともに、外国人児童生徒の円滑な就学と学習を支える受入体制を整備し、日本語指導に携わる教職員の専門性の向上を図ります。【義務教育課】

施策	主な取組内容
普及啓発	○「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発を推進する。（再掲） ○障害者の就労支援、雇用支援制度などの広報啓発を行う。【労働政策課】 ○ひきこもりに関する相談窓口や支援情報の普及啓発【障害福祉課】
環境・体制整備	○人権に関する悩みごとについて、電話又は面接で相談ができる人権相談窓口の設置（再掲） ○性的少数者に関する専用の電話相談窓口の設置や当事者団体が実施するメールや SNS を活用した相談事業に対する支援の実施 ○県立高等技術学校における職業訓練の実施(再掲) ○高齢者世帯や障害者世帯などの県営住宅への優先入居。（住宅課） ○居住支援協議会や居住支援法人等と連携した、幅広く居住支援を行うサポート体制の整備（住宅課） ○母子・父子自立支援員による就労相談・生活支援活動の充実【子ども家庭課】 ○親子交流支援の実施【子ども家庭課】 ○ひとり親家庭等の児童の学習支援【子ども家庭課】 ○児童扶養手当制度、ひとり親家庭等医療費支給制度、母子・父子・寡婦福祉資金等貸付制度の活用【子ども家庭課】 ○自立支援教育訓練給付金や高等教育訓練促進給付金などの活用【子ども家庭課】 ○スクールソーシャルワーカーの配置【高校教育課】 ○こどもの貧困対策として、県内のこども食堂などの「支援の場」をネットワーク化する「子どもの未来応援ネットワーク事業」の実施【子ども政策課】 ○民生委員等による声掛け、見守り活動の充実【保健福祉総務課】 ○地域日本語教育体制の充実【国際課】
支援	○「生活困窮者自立支援法」に基づく相談支援、就労準備支援等の実施【保健福祉総務課】 ○住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で県営住宅を提供【住宅課】

支援	○「生活困窮者自立支援法」に基づく子どもへの学習・生活支援の実施【保健福祉総務課】 ○かがわ女性･高齢者等就職支援センターにおける現在職についていない女性等への就労支援（再掲）【労働政策課】 ○障害者就業・生活支援センターによる就労支援【障害福祉課】 ○若年無業者等の自立に向けた就労支援【労働政策課】 ○シルバー人材センター・ミニシルバー人材センターの活動支援【労働政策課】 ○女性・高齢者等への就労支援【労働政策課】 ○行政情報、生活情報等の多言語化【国際課】 ○日本の社会、文化等の理解促進のための支援【国際課】 ○民間国際交流・協力団体などの活動支援【国際課】 ○かがわ外国人相談支援センターの相談体制の充実【国際課】 ○国際理解増進のための普及啓発、情報収集・提供【国際課】 ○外国人の雇用等に関する相談支援【労働政策課】

重点目標６における取組指標

指標	現状 【R7 年度】	目標 【R12 年度】
市町要保護児童対策地域協議会への配偶者暴力相談支援センター参画数	11/17 市町	17/17 市町
かがわ外国人相談支援センターにおける相談支援件数〔累計〕	1,909 件 （R4～7 年度）	2,100 件 （R9～12 年度）
教職員研修において「インターネット上の人権侵害」に取り組んだ学校の割合	61.5%	100%
障害者就業・生活支援センターに登録した障害者数	1,995 人	2,415 人

県民に期待すること

- 配偶者等からの暴力など、あらゆる暴力が人権侵害であることを認識し、暴力を許さない意識を持つこと。
- 被害を受けるおそれがある場合や被害を受けた場合は早期に相談し、被害者を発見した場合は、相談機関や警察等へ通報すること。
- 犯罪被害者等の立場及び支援の必要性に対する理解と二次被害が生じることのないように配慮すること
- 法制度や青少年保護育成条例を正しく理解・遵守し、フィルタリングサービスを適切に活用・管理すること。
- 防犯意識を高め、防犯ボランティア活動等を通じて、安全・安心なまちづくりに参画すること。
- 健康づくりや生きがいづくりに努め、地域や社会への参加を通じて人とのつながりを広げること

事業者に期待すること

- ハラスメントや暴力、性犯罪を防止する安全な職場環境を整備し、発生時には適切に対応すること。
- 犯罪被害者等の立場及び支援の必要性に対する理解と事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないように配慮すること
- 防犯カメラの設置や施設の安全対策、防犯教育を進め、地域の防犯活動に参画すること。
- 生活上の困難を抱える女性や、高齢者、障害のある人、外国人等に多様な就労機会を提供すること。
- 障害のある人が地域で働き、暮らせるよう、就業面と生活面を一体的に支援すること。

市町に期待すること

- 配偶者等からの暴力の防止と被害者保護に関する計画を策定し、相談・保護・自立支援の体制を整備すること。
- 職員研修を充実させ、身近な場所で相談できる窓口を設置するとともに、被害者の心情や暴力の形態に配慮した支援を行うこと。
- 関係機関と連携し、女性への暴力の根絶や犯罪被害者等への切れ目のない支援を推進すること。
- 犯罪被害者等に特化した制度の導入・充実を図り、安心して相談・届出ができる環境を整えること。
- 広報・啓発を進め、道路・公園等の安全対策やバリアフリー化を推進すること。
- 地域のこども食堂への支援や、地域住民が防犯活動・安全なまちづくりに参画できる機会を充実させ、地域で支え合う仕組みを構築すること。

重点目標　　７　　生涯を通じた健康支援

■現状と課題

○　男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が互いの身体的特徴を理解し合い、相手に対する思いやりを持つとともに、自らの健康に関する正しい知識を身につけ、主体的に健康づくりに取り組むことが重要です。特に、性と生殖に関する問題については、互いを尊重し、リプロダクティブ・ヘルスについて正しい知識を持ち、安全に妊娠・出産できることの重要性を理解する必要があります。【男女参画・県民活動課】

○　性と健康、妊娠・出産、子育て、性感染症、月経、更年期などに関する情報は、インターネットや SNS 等を通じて得やすくなっている一方、科学的根拠に基づく正しい情報と誤った情報が混在しています。特に若年世代には、心身の健康や将来の妊娠・出産について考えるプレコンセプションケアの重要性を普及する必要があります。また、不妊に悩む方への支援や、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援、母子の生命や身体を守る周産期医療体制の充実が求められています。【子ども家庭課】

○　昭和５２年以来、本県の死亡原因の第１位はがんであり、生涯のうちに２人に１人はがんにかかると推計される中、特に働く世代の死亡では、がんが占める割合が最も大きくなっているほか、本県は糖尿病の死亡率や受療率が全国平均に比べて高い状況から、特定健診やがん検診の受診率向上に向けた取組みなど、関係者が連携協力して、ライフステージに応じた健康づくりを進める必要があります。【健康政策課】

○　心身の健康は、すべての人が自分らしく生き、個性と能力を発揮するための基盤です。男女ではライフステージごとに直面する健康課題や疾患の状況等に違いがあることから、性差を踏まえ、生涯を通じた健康支援を進めることが重要です。また、HIV/エイズや性感染症、薬物乱用、喫煙や過度の飲酒などの健康をおびやかす問題についての周知啓発や相談体制の充実や、こころに不安を抱える人に早期に身近な人が関わり、相談支援につなげることも必要です。

重点目標	施策の方向
Ⅲ－７ 生涯を通じた健康支援	Ⅲ－７－(1) ライフステージに応じた健康支援
	Ⅲ－７－(2) 健康課題への理解促進

施策の方向

Ⅲ－7－(1)ライフステージに応じた健康支援

① 男女がそれぞれの身体的性差やライフステージに応じた健康課題について正しい知識を持ち、生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、必要な情報提供や普及啓発を行います。【男女参画・県民活動課】

② 妊娠から出産・子育てまで一貫して適切な保健・医療サービスが受けられるよう施策を推進します。特に母子の生命や身体への影響が大きい周産期においては、高度な医療を提供する総合的な周産期医療体制の充実を図ります。また、妊娠から出産・子育てと、安心して子どもを産み、育てることができるよう切れ目のない相談・支援体制を構築します。【子ども家庭課】

③ 不妊で悩む夫婦などに対し、専門的知識を有する助産師などによる相談指導や情報提

供を行うとともに、不妊について周囲の理解を深めるよう啓発を行います。【子ども家庭課】

④ HIV・エイズについてライフステージに応じた広報・啓発や相談体制を充実し、早期発見を促進します。さらに感染者の高齢化に対応するため、介護施設や一般医療機関での受入体制の整備を図るなど、総合的な対策を推進します。【感染症対策課】

施策	主な取組内容
普及啓発	○HIV 検査普及週間、世界エイズデー等に合わせた啓発【感染症対策課】
環境・体制整備	○妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談体制の強化【子ども家庭課】 ○総合的な周産期医療体制の充実【子ども家庭課】 ○保健所における HIV・梅毒無料検査【感染症対策課】 ○高齢者施設等における HIV 感染者受入体制の整備【感染症対策課】
相談・情報提供	○不妊に悩む人への相談・情報提供【子ども家庭課】

Ⅲ－7－(2)健康課題への理解促進

① 性と健康、妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を進めます。特に、若年世代のうちから、栄養、運動、睡眠、喫煙・飲酒、性感染症、避妊など、将来の健康や妊娠・出産に関わる健康管理について学ぶプレコンセプションケアを推進します。【子ども家庭課】

② 男女で疾患の罹患状況や心身の健康課題等に違いがあることについて広報・啓発や情報提供を行い、本人だけでなく家庭、職場、地域等における理解を促進します。【男女参画・県民活動課】

③ 誰もが生涯を健康に過ごすために、望ましい生活習慣の普及を進めるとともに、食育の推進、女性特有のがんやメタボリックシンドローム、糖尿病等の生活習慣病などに関する知識の啓発や、各種健康診断に関する情報提供や利便性の向上、心の悩みについて気軽に相談できる体制の整備を通じて、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。【健康政策課、障害福祉課】

④ 精神保健福祉センターや保健所での電話相談、民間団体が行う活動への支援、相談窓口担当者への研修などにより相談しやすい環境の整備を図るとともに、こころに不安を抱える人や、その周囲の方を相談につなげるための啓発活動に取り組みます。【障害福祉課】

⑤ 薬物乱用を根絶する社会環境を作るため、各種広報活動や香川県麻薬・覚醒剤・シンナー禍対策推進員等による地域に根差した啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携して、青少年に対する「薬物乱用防止教室」や青少年が参画できるようなキャンペーン等を実施します。また、薬物の再乱用を防止するため、保健所、精神保健福祉センター等による相談事業に取り組みます。【薬務課】

⑥ 医療用麻薬等が適正に管理されるよう、医療機関等に対する監視・指導を行います。また、若年層を中心に風邪薬等の一般用医薬品の乱用は拡大しており、多量・頻回購入の防止を徹底する必要があることから、「指定濫用防止医薬品」の販売方法について、重点的に薬局や医薬品販売業店舗等の監視指導を実施し、適正販売の徹底を図ります。【薬務課】

施策	主な取組内容
普及啓発	○プレコンセプションケアの普及啓発【子ども家庭課】 ○女性特有のがん、生活習慣病等に関する広報啓発【健康政策課】 ○こころの健康に関する相談、広報啓発【障害福祉課】 ○性別の違いによる健康課題の発、情報発信【男女参画・県民活動課】 ○自殺予防週間、自殺対策強化月間等における啓発【障害福祉課】 ○薬物乱用防止教室、広報啓発【薬務課】
環境・体制整備	○こころの電話相談など相談体制の整備【障害福祉課】 ○がん検診、特定健康診査等を受診しやすい環境づくり【健康政策課】 ○薬物乱用根絶に向けた啓発、相談、取締り【薬務課】 ○指定濫用防止医薬品の適正販売に関する監視・指導【薬務課】

重点目標７における取組指標

指標	現状 【R7 年度】	目標 【R12 年度】
子宮がん検診受診率	52.2%	60%以上
乳がん検診受診率	48.8%	60%以上
プレコンセプションケアに関する講座の実施回数	―	年間 26 回

県民に期待すること

- 若い世代からプレコンセプションケアの考え方を踏まえ、妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、将来のライフデザインを考えること。
- 妊娠・出産や子育てを男女がともに担うべき共通の課題として捉え、多様なライフスタイルを選択できる意識を高めること。
- 保健所等で実施する検査や各種健康診断・保健事業を積極的に利用すること。
- メタボリックシンドロームや糖尿病等の生活習慣病について正しく理解し、発症予防や重症化予防に取り組むこと
- こころの不調について、早期に身近な人が気づき、関わり、相談や支援につなげていくこと
- 薬物の危険性・有害性を正しく理解し、薬物乱用を許さない意識を持つこと。

事業者に期待すること

- 各種施設において、HIV 感染者やエイズ患者を積極的に受け入れ、偏見や差別のない環境を整えること。
- 薬局・ドラッグストア等において、指定濫用防止医薬品の販売時に必要な情報提供や確認を行い、適正な販売を徹底すること。
- がん検診受診率や特定健康診査受診率の向上に向けた取組に賛同・協力するとともに、各種健康診断や保健事業に協力すること。

市町に期待すること

- HIV 感染者等の高齢化を踏まえ、介護施設や一般医療機関における受入体制を整備するとともに、正しい知識の普及により偏見・差別を解消すること。
- 誰もが健康状態に応じた自己管理を行えるよう、健康教育・相談体制を強化し、市町の実情に応じた保健計画の策定を進め、こども家庭センターを拠点とした妊娠・出産期における包括的な支援の充実を図ること。
- 関係機関と連携し、地域の実情に応じた薬物乱用防止の取組を推進すること。

■ 目標とする指標

この計画では、基本目標ごとに目指す姿を示す「目標指標」を７項目と目標達成に向けた取組みの状況を示す「取組指標」を 31 項目掲げています。

目標指標

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進

指標	現状 【R8 年度】	目標 【R12 年度】	参考
社会全体における男女の地位について「平等」と答えた者の割合	16.1%	50%	香川県民意識調査
固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを感じたことがある人の割合	50.3%	０%	香川県民意識調査

基本目標Ⅱ　誰もがあらゆる分野で参画できる環境づくりの推進

指標	現状 【R8 年度】	目標 【R12 年度】	参考
家庭生活における男女の地位について「平等」と答えた者の割合	31.4%	50%	香川県民意識調査
職場における男女の地位について「平等」と答えた者の割合	24.8%	50%	香川県民意識調査
県の審議会等に占める女性委員の割合	38.2% （R7 年度）	40%以上	男女参画・県民活動課調べ

基本目標Ⅲ　安全・安心に暮らせる社会の実現

指標	現状 【R8 年度】	目標 【R12 年度】	参考
女性地域防災リーダーの養成数	―	100 人	男女参画・県民活動課調べ
パートナー（配偶者、事実婚の相手、交際相手など）から暴力を受けたことのある人の割合	15.3%	０%	香川県民意識調査

取組指標

基本目標	項目	現状（R７年度）	目標（R12 年度）
Ⅰ	男女共同参画推進サポーター養成数【男女参画・県民活動課】	―	100 人
	「総合的な探求の時間」や「課題研究」の授業で、地元,企業と連携した取組みを行っている県立高校の割合と件数	100% 一件	100% 290 件かつ 各校 5 件以上
	若者や女性との意見交換会等の実施回数	年２回	16 回 （R9～12 年度）
	地域における男女共同参画に関する講座・研修の参加者数	―	800 人 （R9～12 年度）
	センターの講座受講者のうち「理解が深まった」と回答した人の割合	―	100%
	「ふらっとぴあ香川」相談業務の特別相談件数【男女参画・県民活動課】	―	192 件 （R9～12 年度）
	「ふらっとぴあ香川」と連携してセンター機能を確保するための取組みを実施した市町数【男女参画・県民活動課】	―	17 市町
	「輝く女性のかがわ応援団」の加入者数【男女参画・県民活動課】	18 者	100 者
	「ふらっとぴあ香川」ホームページの年間閲覧数【男女参画・県民活動課】	―	20 万件
Ⅱ	市町の審議会等に占める女性委員の割合【男女参画・県民活動課】	30.5%	40%以上
	県の管理職に占める女性職員の割合【人事課】	19.3%	22% （R11 年度）
	県の課長補佐級職員に占める女性職員の割合【人事課】	38.3%	40% （R11 年度）
	管理職に占める女性教職員の割合 うち、 ①行政職等における女性管理職の割合 ②校長における女性教職員の割合 ③副校長・教頭における女性教職員の割合	33.5% ①26.7% ②28.6% ③37.1%	35.0% ①22% ②30% ③40% （R11 年度）
	女性認定農業者の新規認定数[累計]【農業経営課】	50 人 （R3～7 年度）	40 人 （R9～12 年度）
	香川県漁協女性部連合会の活動回数[累計]【水産課】	78 回	90 回
	デジタル人材育成事業の女性の受講者数【男女参画・県民活動課】	―	80 人
	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の届出数(常勤雇用者数 100 人以下の企業)【労働政策課】	204 社	現状を 15%上回る

基本目標	項目	現状（R７年度）	目標（R12 年度）
Ⅱ	知事部局等における男性職員の育児休業(１か月以上)取得率 【人事課】	68.8% (R7 年度)	95%以上 (R11 年度)
	知事部局等における男性職員の育児休業(３か月以上)取得率 【人事課】	32.5% (R7 年度)	50%以上 (R11 年度)
	かがわ子育てステーションの登録数 【子ども政策課】	243 施設	263 施設
Ⅲ	県防災会議の女性委員比率 【男女参画・県民活動課】	27.4%	30%
	市町の防災会議の女性委員比率	17.6%	30%
	防災ハンドブックを活用して、訓練･研修を実施した市町数	―	17 市町
	市町要保護児童対策地域協議会への配偶者暴力相談支援センター参画数【子ども家庭課】	11/17 市町	17/17 市町
	かがわ外国人相談支援センターにおける相談支援件数〔累計〕【国際課】	1,909 (R4～7 年度)	2,100 (R9～12 年度)
	教職員研修において「インターネット上の人権侵害」に取り組んだ学校の割合【人権同和教育課】	61.40%	100%
	障害者就業・生活支援センターに登録した障害者数【障害福祉課】	1,995 人	2,415 人
	乳がん検診受診率 【健康政策課】	52.2%	60%以上
	子宮頸がん検診受診率 【健康政策課】	48.8%	60%以上
	プレコンセプションケアに関する講座の実施回数【男女参画・県民活動課、子ども家庭課】	―	年 26 回

Ⅲ　計画の推進

Ⅲ　計画の推進

男女共同参画社会の形成に向けて、この計画に盛り込まれた県の各部局にまたがる施策を総合的かつ効果的に推進するためには、県の全庁的な推進体制の充実と市町や県内企業など多様な主体との連携が欠かせません。また、県民一人ひとりが男女共同参画を自らの課題として捉え、地域における活動や意思決定の場に主体的に参画できるよう、県民の参加・協力を促進し、地域の実情に応じた男女共同参画の取組を社会全体で推進する必要があります。

さらに、事業者には、仕事と生活の調和の実現など男女共同参画に関する理解を求め、積極的な取組みを促す必要があります。

1　県の推進体制の充実など

（1）庁内の推進体制の充実

知事を本部長、副知事を副本部長とし、各部局長、知事公室長、理事、病院事業管理者、病院局長、教育長および警察本部長を部員とする香川県男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めます。

（2）香川県男女共同参画審議会の設置

学識経験者や女性団体の代表などで構成する香川県男女共同参画審議会の意見を十分に尊重し、施策への反映を図ります。また、広く県民の意見を反映させるため、引き続き、公募制度を活用して委員を選任します。

（3）進行管理

計画の実効性を確保するため、個々の施策について適切な進行管理を行うとともに、個別事業の執行状況や目標とする指標の進捗状況について毎年度公表します。

（4）調査研究など

男女共同参画に関する施策を効果的に実施する方策について調査研究します。また、独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）が提供する統計データや他の都道府県や民間などの先進的な取組みについて、情報の収集に努めるとともに、市町などに情報の提供を行います。

（5）県職員の意識啓発

県職員の男女共同参画の意識の定着を図り、全庁的に男女共同参画の視点に立った施策を推進するために、研修などを通して管理職員や一般職員の意識啓発に努めます。

（6）苦情の申出制度

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する県民や事業者からの苦情に適切に対処します。

2　香川県男女共同参画センター「ふらっとぴあ香川」

本県の、本県の総合的な男女共同参画施策の推進及び県民の活動交流拠点として、県民向けの研修や各種普及啓発をはじめ、人材育成、相談対応、各種情報の収集・提供等、幅広く事業を展開するとともに、性別や年齢を問わず多くの県民が利用しやすい施設づくりに努めます。

また、令和７年６月に独立行政法人男女共同参画機構法及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が成立・公布され、男女共同参画センターが関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点として位置づけられたことを踏まえ、市町や県内企業など多様な主体との連携を強化し、本県の男女共同参画社会形成の促進拠点施設としての機能強化を図ります。

3　市町との連携

男女共同参画社会を形成するためには、県民に最も身近な市町の果たす役割がきわめて重要です。このため、市町において、推進体制の整備・充実と地域の実情を踏まえた市町の男女共同参画計画の策定や政策・方針決定過程への女性の参画の拡大などに取り組むよう働きかけるとともに、市町と連携して施策を推進します。

4　県民の参加、協力、理解の推進

県民の積極的な参加と協力を推進するために、地域で男女共同参画社会づくりに向けて活動する「男女共同参画推進サポーター」を養成し、その活動を支援します。

また、男女共同参画に関する県民や事業者の理解を深めるため、広報・啓発活動や教育・学習機会の提供に努めます。

その際、男女共同参画の推進が、男女の区別や役割を機械的・画一的に解消・排除することや良き伝統・文化の否定とは異なることを踏まえ、これらの誤解の解消に努め、恣意的な運用や解釈が行われないよう留意します。

5　関係機関、民間団体などとの連携

男女共同参画社会の形成に向けて、国の出先機関や民間団体、企業などとの連携、協力を進めるとともに、県内の各種女性団体をはじめ関係団体との連携を一層強化します。